

第七十二回 参議院文教委員会會議録第十号

昭和四十九年四月二十五日(木曜日)
午前十一時三十一分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

補欠選任

高橋 邦雄君

中村 登美君

黒住 忠行君

若林 正武君

平島 敏夫君

志村 愛子君

今泉 正二君

二木 謙吾君

平泉 涉君

亀井 善彰君

渡辺 武君

加藤 進君

四月二十五日

辞任

補欠選任

亀井 善彰君

高橋 邦雄君

二木 謙吾君

黒住 忠行君

若林 正武君

高橋雄之助君

小野 明君

宮之原貞光君

出席者は左のとおり。

委員長

世耕 正隆君

理事

齋藤 十朗君

内藤三郎君

片岡 勝治君

小林 武君

委員

梶木 又三君

金井 元彦君

黒住 忠行君

志村 愛子君

高橋 邦雄君

高橋雄之助君

中村 登美君

二木 謙吾君

鈴木美枝子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

文部大臣

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第一

部長

警察庁警備局長

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

事務局側

常任委員会専門

員

渡辺 猛君

宮之原貞光君

矢追 秀彦君

松下 正寿君

加藤 進君

加藤 進君

西岡 武夫君

受田 新吉君

奥野 誠亮君

吉國 一郎君

角田礼次郎君

山本 鎮彦君

藤波 孝生君

井内慶次郎君

岩間英太郎君

本件について、質疑のある方は順次御発言を願います。

○片岡勝治君 きょうは、過般行なわれました春

闘にかかるといふ日教組に対する弾圧問題について若干

質問を行なうかと思ひます。

御承知のように、今回の日教組のストライキに

関しましては、私は、いままでの状況とたいへん

異なつたものがあるのではないかと感ずつたり、

春闘が国民春闘といわれるごとく、そして政府自

身が狂乱物価時代と認めるごとく、国民大衆に

つてはたいへんな時代を迎えておる。まさにや

むにやまれぬ労働者、国民大衆の抵抗の姿が今回

の国民春闘といわれたものであつたらうと思ひ

のであります。したがつて、そういう背景の中に

行なわれた日教組のストライキについては、当然

政府あるいは文部省あるいはこれを取り締まらん

とする警察当局においても、そういう特異な背景

について十分考慮し、配慮するということはこれ

は当然であらうと思ひます。こういう点について

大臣は、そして警察はどのように考へておるのか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 今度の四月十一日の日

教組のストライキにつきましては、昨年の群馬県

の前橋におかれましては、四十九年の

春闘の際には、まる一日のストライキをやられた

ということを決断されているわけでございます。

その際にも、多くの政治的な課題が掲げられて

おつたわけでございます。同時に、今回の

春闘にあたりましては、一日のストライキをや

る、戦術会議等におきましては多くの政治課題が

掲げられておつたわけでございます。私は、単

に職員の勤務条件の維持改善をはかるための労働

運動とは趣をかなり異にしたものではないであらう

かというふうな感じを従来から持っておりまし

て、非常に政治的色彩の濃い運動だと。先生方は

特に政治的な活動は慎まなまなならない職種で

ありますだけに、ぜひ、そういうような行動はや

めてほしいということをいろいろの機会を通じま

して、あらゆる方途を講じて、先生方に徹底する

ように努力してまいつたわけでございます。しか

し、遺憾ながらそういうことが行なわれ、また、

警察の捜査というふうなことにまで発展をいたし

まして、たいへん残念だつたと。私の力が及ばな

い今日の事態を見るに至つたこと、たいへん残

念だと、こんな気持ちを深くいたしているわけで

ございます。

○政府委員(山本鎮彦君) 御承知のとおり、公務

員は法律によつて争議行為をすることが禁止され

ておるわけでありまして、これをあおる等の行為に

ついては、刑事罰が定められておることは御承知

のとおりでございます。この法律の規定は、昨年

の四月二十五日の最高裁の判例によつて憲法に違

反するものではないという判断も確立しておるわ

けでございます。したがつて、公務員が争議行為を

するということは、その目的のいかんを問はず許

されないわけでございます。日教組がかつてな

い大規模な争議行為を行ない、公立学校の業務が

著しく阻害された、授業に多大の影響があつた

ということは非常に残念なことであります。われ

れとして、犯罪の容疑が認められている事案につ

いて、やはり必要な捜査を行なわざるを得ないわ

けであります。これは警察の責務であるというふ

うに考へて、これが捜査を行なつたわけござい

ます。

○片岡勝治君 非常に抽象的なお答えですね。私

の質問の焦点に合わせさせてぜひ答弁をお願いしたい

と思ひます。

つまり、今次春闘の特徴は何か、どういふ背景

のもとに行なわれたのだ、こういうことなんです。

一年前にストライキをきめたからといつても、率

直に言わしてもらへるならば、ほんとうに労働組

合が強いならば、何も一年前にきめる必要はな

ストライキをぶて、こういうことになると思うのです。遺憾ながら、日本の労働組合はそれまでまだ強くない。強力な組織、強力な運動というものが必ずしも万全ではない。したがって、事前に十分な体制を整えて、権力に対してあるいは使用者側に対して抵抗していくというのが日本の労働運動の実態です。これは大臣だってよく御存じであらうと思うのです。諸外国の労働組合と比べれば、したがって、この日教組が一年前にきめたということとは、それだけまだ弱さがあるということなんですよ。それから従来日教組がさまざまな要求を掲げて、文部省なり政府に対して要求をしてきた。遺憾ながら、団体交渉さえ応じないということがしばしばあった。いや、しばしばどころではない、ほとんどそういう正当な要求に対して拒否をしていくというきわめて冷たい仕打ちが行なわれてきたことは、これは大臣も御存じだろうと思う。それやこれやずっと歴史的な積み重ねがあった、しかも、福田大蔵大臣の言明のごとき、狂乱物価時代、その中でどうして生活を守ろうとするのか、こういう今次春闘の特徴の中で、私は、いままでの状況とはたいへん違うのだということ、これは大臣として同情ある見方をすべきではないのか、と思うわけなんです。そういう角度から焦点を合わせたお答えを願いたい。

同じような立場で、これは警察にも、同じような質問を繰り返してみたいと思う。あなたの答弁はもう教科書どおり。私も長く県会議員をやっております。しかし警察の捜査、そういうものについて、これはそのときの状況を十分配慮して通常やってきております。かりに違法行為があったとしても、しかし、それによってたいへん大きな被害があったという場合はいざ知らず、ほとんど被害がない、違法行為はあったけれども被害がない、あつても非常に少なかった、あるいは情状やむを得なかった、こういう場合には、ほとんど手入れをしてないということは、その例はいくつあるわけでありまして、今次春闘に対して警察側としても、いままでとは違ったのだと、違つて

いるのだという認識はあつてしかるべきだろうと思うのです。ほとんどそういう認識がなかったとすれば、これはもはや国民不在の警察行政と言われない方があるまい、そういう角度で、法律の条文を私は聞いているのじゃないのです。社会的な、あるいは経済的なそういう背景を一体警察当局はどうとらえていたのか、この点も一度お答え願いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 日本教職員組合は、私は、弱い組合じゃなくて、わが国における最強の組合の一つだと、こう判断をいたしております。だからこそ、その推薦する多くの国会議員を衆参両院に送つておられるのだと、こう思つておるわけでございます。これほど多くの推薦国会議員を衆参両院に送つておられる組合はほかには例を見ない、こう思つておるわけでございます。かなり大きな見方の違いがあるということを感じさせられました。

第二には、組合は勤務条件の維持改善をはかることを目的とすると地方公務員法に明記されておるわけでございます。勤務条件の維持改善をはかるためであるならば、とことんまで話し合いをして、万やむを得ない場合に、ストライキに訴えるというのが労働基本権の本来の行使の姿だろうと、こう私は判断をいたしておるわけでございます。私は、日教組に会わないわけじゃございません。文部大臣になりましてからも何回も会つておるわけでございます。同時に、勤務条件の維持改善をはかるための戦いであるというならば、国会におきまして、いわゆる人材を教育界に導き入れるための法律も成立させていただいたあとのこととございまして、いささか、国会の権威にかんがみまして、あのような行動が単に勤務条件の向上を目ざして行なわれたものと受けとれるものだろうかということに大きな疑惑を持つものでございまして。

第三には、また、かりに狂乱物価というような問題があるにいたしましても、それは国会において大いに論ぜられるべき事柄じゃないだろうか。

国民が自分のかつてな行動に終始してよいものではない。私は、わが国の国民主権というものは、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動するというのが憲法の前文にも明記されているところでございます。それぞれの個人がかりに、国会において十分議論されなければならぬことを、自分たちなりに国会に対してストライキをもって強圧をするとかいう性格のものではない、もし、それであるならば、それは労働基本権の行使とかけ離れた政治運動だと断ぜざるを得ないのじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。基本的には、ストライキが許されるものではございませぬけれども、同時に、かりに許されるといふにしても、今度の場合は、私は、労働運動だとは考えられない、政治運動だと断ぜざるを得ないのじゃないだろうかという疑問を非常に深く持つておるものでございます。

○政府委員(山本鎮彦君) やはりわれわれとしては、この争議がきわめて大規模なものである。しかも、いま御質問ありました実害がないのじやないかという御判断のようでございますが、われわれとしてはやはり、実害があり、著しくいろいろな業務が阻害されたという判断に立つて捜査をしたわけでございます。特に政治的、その他の意図を持ってやつたわけございません。○片岡勝治君 私もかつて教員をしておりまして、日教組の一組合員であつたことがあるわけでありまして、私は国民に選ばれて国会議員になつた一人であります。この点の認識は大臣としても、十分認識を覚えていただきたいと思います。日教組から推薦して国会議員になれる、そういうシステムにはなつておりませんから。

私が聞いておるのは、国会で何でもきめると、そういういろいろ御説明があつたわけでありまして、が、もちろん、議会制民主主義というものは、日本のも一つの政治システムとして確立をしなければならぬと思うのであります。しかし、いま大臣がおつしやつたように、何でも国会でということ

じやないんです。つまり、憲法に認められた基本的な権利として、たとえば労働基本権というものについては、これは侵すべからざるものだ、つまり国会で決めればそれでストライキ権というものを否定できるかという、憲法はそういう点については幾つかの、ストライキ権だけではなくして、国会の機能そのものでも侵すべからざる基本的な利益というものは認めておるわけでありまして、オールマイティではないということなんです。あくまで憲法の定めた範囲内、その中で国会の機能というものを果たしていくわけですから、労働組合が賃金引き上げのために労働組合をつくり、あるいはストライキ権を行使して、みずからの生活を守るということは、これは侵すべからざる基本的な権利なんです。たまたま公務員の場合には、法律によつてこれを禁止をしているという形にはなつておりますけれども、まあ、われわれが考えるならば、これは侵すべからざる一つの権利なんです。しかし、だからといって、公務員すべてが全く一般労働者ののとおりによつていいのかどうかということについては、それはいろいろ立場があるだろうけれども、基本的にはそういう考えに立つということ、これは民主主義の常道だろうと、思うのです。そういうことからすれば、特にそれに加えて、今日の狂乱物価といわれる、まさに戦後の混乱した一時期を除けば、たいへんものすごいインフレ高物価時代に対して、労働者が立ち上がつて、大規模なストライキをする。これは、通常の場合と違つて、私は率直に言つて相当同情すべき時期にある。その中における公務員のストライキについては、これはそういう背景というものが十分配慮されてしかるべきなんだということを主張しているのです。そういう配慮が全然ないところに、国民不在、労働者不在の警察行政、あるいは政府の政治姿勢があるのではないか、このように考えます。この点については、たいへん私はいまの両者の答弁を聞いておまして、非常に冷たい政府の態度だな、もうちよつと同情ある態度の片りんでも見せてもらえればということをお願い

するつもりです。私は、わが国の国民主権というものは、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動するというのが憲法の前文にも明記されているところでございます。それぞれの個人がかりに、国会において十分議論されなければならぬことを、自分たちなりに国会に対してストライキをもって強圧をするとかいう性格のものではない、もし、それであるならば、それは労働基本権の行使とかけ離れた政治運動だと断ぜざるを得ないのじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。基本的には、ストライキが許されるものではございませぬけれども、同時に、かりに許されるといふにしても、今度の場合は、私は、労働運動だとは考えられない、政治運動だと断ぜざるを得ないのじゃないだろうかという疑問を非常に深く持つておるものでございます。

待しておったのですが、たいへん冷たい。その冷たさを私を痛切に感じました。

第二番目として、今回の春闘は、相当一定の時期を設定して、その主張を実現しようというところと計画をされたわけでありませうけれども、十一日のストライキの夜手入れをした、こういうことなんです。そもそもストライキというのは、一つの争いがあるわけですからね。ストライキをだれもが好むわけではありませぬ。これは労働者だつても何と好んでストライキをやるわけではない。われわれもまた、国民の一人として、教職員が、あるいは運輸交通関係者がストライキをできればやらないでほしい、これはだれだってそう考えておる。どしどしやってください、やったほうがいいんだというところは、そんなことを考えている人はだれ一人もおらぬわけでありませう。しかし、なぜストライキが行なわれるか、これは民間といわず、公務員といわずストライキに一つの争点がある。かりに賃金の値上げの問題にしても、三万四万上げてくれ、いや二万五千円だ、そこに主張の差があるわけですから、争いがあるわけだ。しかも今春闘のような、国民春闘といわれる国民全体の生活を高めるための春闘ということになれば、まず、この争いに対して政府が、これは文部大臣も、警察もその争いに対してすみやかに解決をしていくということが本筋ではないのか。しかるに、ストライキということが、その形だけをとりまわして、好ましくないからといって一斉に手入れをして、警察権力によってこのストライキを事実上やめさせようという、こういう態度については、これはわれわれとして理解ができない。これは私どもの社会党という立場だけではなくて、国民の中においても、あるいは率直に言つてそれは一つの世論を代表するものといわれておる新聞の社説においても、ちよつとひどいじゃないか、当日の夜いきなり大規模な手入れをするというところは、明らかに春闘を押える、そういう機能を果たすことになるのではないか。それよりも争いが一体何なのか、そういう点について、まず文部大臣、その争点の

打開のために東奔西走するというのであれば、これはまあわかるわけだ。そういうことをしないで、いきなり大規模な捜索を開始したということに私は今回の非常に特微的な意味がある。一体文部大臣は、今次春闘のこの争点についてどれだけの時点で努力をされてきたのか、具体的にひとつ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 一つは、議会制民主政治のことについての御意見がございました。私も議会制民主政治のワクから一歩もはずれて民意の反映をはかることがいけないという気持ちはさらさら持っております。しかし、ストライキというのは、労働者が平等に話し合える態勢をつくるために、労働側には団結権、スト権が与えられ、また、使用者側にはロックアウトの権限が与えられ、そして対等の立場を保障しているんだと、こう考えているわけでございます。表現の自由といふものは、国民に保障されておるわけでございまして、大いに民意を反映させる努力あつてしかるべきだと思ひますが、それはやはり勤務時間の外でやつていただかなきゃ国民が迷惑をするんじゃないかと、こういう判断をしてゐるわけでございまして。公務員は、憲法で全体の奉仕者だときめられておるわけでございまして、全体の奉仕者といふことは、全体の利益をより伸ばすために努力をすべき性格のもので、こう思ふんでございまして、一般私人といへども、公共の利益を害しないようにしなかならないわけでありませうが、公務員はより以上に公共の利益をもっと伸ばしていかなきゃならぬ。私は使命を帯びてゐるんだと、こう思ふんでございませうが、ストライキに訴えて児童生徒をほうりっぱなしにしてしまふ、公共にたいへんな損害を与えてしまふことでございまして、それはやはり表現の自由とか離れた行動ではないだらうかと、こんな気持ちを持つてお答えをさせていただいたわけでございませう。

第二番目に、日教組の考え方を大いに聞いて話し合えるものなら話したらいいじゃないか、話し合つたらいいじゃないかといふことは、私もその

とおりだと思います。決してそういう話し合いを拒否したことはございませぬ。ございませぬが、ただ、よく御承知だと思ふんでございませうけれども、昨年の前橋大会に出されております運動方針等を見ましても、われわれは階級闘争の立場に立つ大衆組織なんだと、資本家階級の政府を打倒するんだと、われわれに対して政治活動の制限をきめておるのはよくないことなんだと、この制限を一つ一つ空文化する戦いを強めていくんだと、こういうことを述べておられるわけでございまして、そういう一連の考え方のもとに、昨年の半日ストライキは一昨年おきめになつてゐるわけでございまして、ことしの一日ストライキは昨年きめておられるわけでございませう。団結を強める、団体行動を強化していくというやうなことでございませうが、それが政治運動につながつてゐるところに私はたいへん心配をしておるわけでございませう。そういうこともございまして、一人一人の先生にまで自覚を求めたい、そういうことで、文部広報にこの問題を取り上げまして、そして全部の先生方にお読みいただくというやうな手配もしたわけでございまして、今日のやうな事態を招かないやうに私としてはこいねがつてまいつたわけでございませう。不幸にして、こういうことになつたわけでございませうけれども、今後といへども健全な組合にせひなつてもらいたい、組合員一人一人に自覚をせひ強めていただきたいという希望を持ち続けておるわけでございませう。今後もそういう面につきまして最善の努力を続けていきたい、かように存じております。

○委員長(世耕政隆君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま亀井善彰君が委員を辞任され、その補欠として高橋邦雄君が選任されました。

○片岡勝治君 公務員が全体の奉仕者であるといふ、そういう考えについて私は否定するわけじゃないのです。しかしだからといって、それでは、

公務員が労働者としての権利をすべて否認することができるかどうかといふのはまた別な問題なんです。だから公務員にかりにストライキ権が与えられたことによつて、全体の奉仕者としての任務というか、そういう性格が全くなくなつて、だめになるかといふのは守るということじゃなくて、だめになるかといふと、そういうことではない。これは諸外国の例を見ても同じやうなことがいえるといふことでありますが、諸外国においては公務員の争議権を認めておる、先進国はむしろそういうほうが多いわけでありませう。それと公共の利益を守るということとは別の問題である。しかしなおかつ、そういうことを国民ががまんをして、みんなががまんすることによつて、それぞれ人間としての、個人としての権利といふものが守られていくんだと、そういうことだろうと思ふわけなんです。もし、文部大臣のこの考え方によれば、これを広くやつていけば、公労協のストライキについても全く否定されるやうな考えになるわけですね。しかし、これはいままでの裁判の結果を見ても、御承知のやうに、公務員でも違法性の少ないストライキについては、憲法はこれを許容しているんだという判決も出ておるわけだ。これは大臣の考え方はたいへんおくれである。必ずしも憲法の趣旨に沿つていないといふやうにいえると思ふのです。私がいま聞いたのは、この春闘の立場といわれてゐる交通ゼネスト直前にして、あるいはゼネストに入つたときに、政府関係者は非常に努力をしておりました、官房長官にしても、担当の副長官にいたしましても。しかし、官房長官や関係担当大臣は私はいへん努力したと思ふのです。総評の幹部に会い、あつちに会い、たいへん飛び歩いてゐた。春闘の担当の大臣ですから、これは前面に立つのが当然だろうと思ふのです。少なくとも、日教組があれだけの要求をして春闘の一環として戦つていくならば、私は、文部大臣も朝から晩まで東奔西走して、この争点、先ほど申し上げました春闘の争点の打開のために、と——全然努力をしていなかったとは私は思ひま

せんけれども、もっと前面に立つて、政府と日教組の間に立つなり、あるいは何なりして、争点の打開のために東奔西走する、全般的な努力を傾注する、そういう姿があつてしかるべきだと思ふ。しかし新聞、テレビ等の私の得る情報からはあんまりそういうことが見られなかつたのはたいへん残念だ。そして、そのあげくの果てに強行捜査ということになれば、これはどうもちよつとひどいじゃないか。つまり先ほど申し上げました春闘の背景、あるいはいまま言つたようなことを考えると、通常ストライキというのについて批判的な人も、今度のやり方はひどい、確かにひどいといふことが言われると思ふのです。そういう点について、もう少し私は政府関係者の御努力といふものがあつてしかるべきだと思ふのです。

それから先ほど警察の警備局長は、昨年の判決といふものを一つ取り出して、公務員のスト権といふものについて、一定の解釈を示しましたけれども、御承知のように、四十一年の全通中郵事件の判決、あるいは四十四年の都教組判決といふものによつて、公務員のスト権、まあ内容によれば多少幅があるわけでありまだけれども、スト権が認められた、そういう判決が出たのは御承知だろふと思ふ。私たちはこの判決で、あななるほど公務員にもスト権があるんだ、そういう認識を公共企業体の職員もあるいは公務員も持つといふことはこれは常識だろふと思ふんですよ。そういう判決が出たといふことについて、それをすなおに受けとめる感じといふものが出てくるのは当然だろふと思ふ。なるほど、その後それを否定するような判決が出たけれども、しかし、かつてそういうストライキを認めた判決が出れば、これは労働者の感情としてそういうストライキが必ずしも全面的に否定されているものではないという認識に立つのは常識でしょう。そういう歴史的な経過を何ら踏まえずに、いきなり強制捜査に突入をしたといふことは、そのことからすれば、これは政治弾圧だといわれてもいたし方がないではありませんか。しかも、憲法に基本的に労働基本権が認めら

れているといふ、そういう考え方からすれば、むしろ、積極的に権利が認められるんだという期待感からすれば、労働者が、公務員といへどもストライキというのは認められているんだという認識に立つてストに突入をした、これは常識的に考えられるわけでありま。それが全く否定されるということになれば、これは政治的な意図があつたといわれてもいたし方がないと思ふ。この辺のからみはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 日教組とお話し合いにつきましては、私は決してこれを拒むような考え方は持つておりません。

また、ストライキの前にも、教職員定数の改善等について事務局にお話があつたやうでございしました。それを聞きまして、それはやはり正確にお答えをしないといふことを事務局に申しました。事務局から書いたメモをお渡しをしたといふこともあるわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな議論はありましても、わが国の国法の上では教育公務員はストライキをしてはならないという明文の規定が置かれていてございしますし、また、教育基本法にもそういう趣旨の規定が置かれていてございします。労働基本権をどこまで認めていくかといふことは公共の福祉とかね合ひで立法政策に属することじゃないか、こう考えるわけでございます。あくまでも国会の場において十分議論が尽くされて決定をしていかなきゃならない、その決定された法律に従つていかなきゃならない、かように考えているわけでございます。

私は、いろいろ議論はありますが、裁判の判例の中におきましても、認めることは一切いけななんだという式の判例を私知らないんですけれども、やはり少なくとも法治国家でございしますだけに、法律上もこれは公務員は特に尊重していかなければならぬ性格のものではなからうか、かように存じておるものでございします。

○政府委員(山本鎮彦君) ただいま最高裁の判決について御質問ございましたけれども、われわれ

警察といたしましては、四・二判決によつて、このスト権の問題について限定解釈がなされて、一定の条件を満たさなければそれは違法行為として問題でないんだといふような、大ざっぱにいえばそういうような判決であり、それに従つてわれわれとしては捜査はしておつた。やはりスト権は場合によつては違法になるというたてまえであつたことは当然だと思ふわけです。ただ、昨年の四・二五判決によつて今度はそういう限定的な制限が取り払われたといふことで、そういう形でまた捜査を始めるといふことであつて、われわれとしては四・二判決にも十分従ひますし、今度改正といひますか、それがくつがえされて四・二五判決にも従ふ。われわれとしては、やはり民主主義国家において違憲立法審査権を持つておる最高裁の判例といふものに忠実に従つてただ捜査を進めていくだけであるといふ、そういう立場に立つてわれわれの責務を全うしたいといふことでございします。

○片岡勝治君 つまり、組合員、労働者の側に立つた認識の問題として私は聞いています。少なくとも、中郵事件あるいは都教組事件の最高裁の判決は、なるほど全面スト認定といふことにはなつておりません。一定の条件といふものがありますけれども、少なくとも、最高裁の判決によつてスト権といふものが限定的であつた認識されたといふことは、これは厳然たる事実なんです。だから、いま文部大臣が言うような理解ですと、これはたいへん間違つていふと思ふんです。同時に、組合員あるいは公務員の側に立つて見れば、少なくとも、あつた判決が出たことについて、ストライキが全く否定されているんだという認識には立っていないんです。一部認められたんだという認識に立っていることは間違ひですか。間違ひと私思ひませんよ、そういう判決が出た以上、しかし、いま文部大臣の答弁や警察側の答弁によると全くそれを否定するがごときことは、これは前進にはならないんじゃないか。何か見解があれば聞きたいんです。私の言っていること間違ひ

じゃないでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) おそらく、都教組事件の判決、四十四年でございしたたてしよつか、そのことを基本にして御意見を述べたになつたんじゃないかと思ふんですが、もしそれだとしますならば、刑事事件に問う場合には、ストライキによつて起こした影響、それとかね合ひで判断、適用すべきだといふ趣旨の論旨だつたと思ふのでございします。それが昨年の判決におきまして、そういう影響のいかんを問わず、法が禁止しておること、それはそのとおり認めるべきだといふ趣旨であつたように理解をしているわけでございます。したがって、ストライキが許されているんだといふようなことで組合員が行動されたとするならば、それは誤解もはなはだしいんじゃないか。それぐらいのことは組合員は御承知あつてしかるべき性格のものじゃないだろうか、かように思ふわけでございます。

○片岡勝治君 少なくとも、最高裁がそういう判決を出した以上、すべてそういう争議権といふものが否定されてはいないんだという認識を持つことが、これは大臣誤りですか。最高裁がそういうことを出した以上、全くスト権あるいは争議権、そういう労働基本権といふものが否定されているんだという認識だけに立つといふことはどうなんですか。いいでしょう、それは多少そういう感情を持つたつて、私はそれを聞いています。

○国務大臣(奥野誠亮君) 片岡さんの御意見に賛成できなくて恐縮なんですけれども、私はそういう判断はおかしいんじゃないか。昨年の四月二十五日の最高裁の判決、これはもう明らかに否定しているわけでございます。同時にまた、公務員につきましても、職種によりまして団結権も認められていない職種もある、団結権と交渉権の認められていない職種もある、あるいはまた、民間の組合でありまして、電通事業のように電力の供給に支障を起すような同盟罷業は許さないといふような立法も講ぜられていふわけでございます。それぞれによつて労働基本権を保障していくその

そうますと、教育公務員でございますだけに、ストライキやることが、これはもう否定されているわけじゃないんだというようなことを考えておられる方は、私はいらつしやらないんじゃないだろうか。あ、もしいらつしやるとすれば、一体先生たるに値する資質を備えておられると言えるかどうか疑問に思うなという感じを私起こさざるを得ないわけでございます。たいへん恐縮でございますけれども、ちよつと片岡さんの御理解と私の判断との間に食い違いがあるように思います。

○片岡勝治君　いまこの教育関係法や公務員法の私は解釈から言っているのじゃなくて、少なくとも、かつて最高裁からそういう判決が出たという事実は否定するわけにはいきませんね。そうなりますと、全く公務員といえどもストライキが——これはいま警察答弁しておられましたよね。両方の要素を十分考えているんだ、すべてが否定されているんじゃないということは答弁にありましたね。しかし、文部大臣は全くそれは否定されているんだということになれば、これはちよつとおかしいんじゃないか。私は、そういう意味では文部大臣、それは意見に賛成するわけにはいかないんです。全く否定されているんじゃないということの証左として判決があるんです。いや、あんな判決はでたらめなんだと、そんなものはなかったんだということならば別ですよ。少なくともあの判決が出た、そういう判決があったということは、それは一〇〇％と私は言っているわけじゃない。あの判決内容自体も一定の条件のもとにおいて、という趣旨の判決ですから、そういうことからすれば、全く一〇〇％禁止されているんじゃないということ、私を私は言っているんです。大臣が一〇〇％ということになれば、これはたいへん問題ですよ。この辺は硬直化した警察のほうぐるや、かな理解をしていますよね。いま両方の要素があるんだ、こういうことを言っているんですから。山梨県警へ私はこの問題で調査に行きました。本

部長にも会いました。いや、半日ならいいと言っ
んです、半日ならば、といっているんですからね。
だから半日のところは一斉手入れはしません、そ
の程度のことは、これは許されているんだ、そう
いうことなんです。だから、じゃなぜあな山梨
で一斉捜査に入っただかと言ったら、半日か一日
かさだかでない。それは山梨の事情はちよつと違
いますよ、ストライキの様相が。つまり半日とも
考えられるし、しかしそうでもない、一日という
理解もできるのだ、だから山梨は一斉捜査に入っ
たのだと、こういうことです。これはわれわれ国
會議員が大ぜい行つて本部長という話し合つ
たときの最後の話はそうです。そうすると、やつ
ぱりこの警察本部長の見解も全くストは否定され
ているわけじゃない、そのときにも言いました。
これは小野さんがおとといでか質問をしたよう
に、他の公務員だつてやつたじゃないか、なぜ手
入れを教職員だけやるのかと言ったら、いや、そ
れほど大きな被害があるわけじゃないんだ、一日
のストライキということになると被害がある、あ
の程度のことは認められているのだと、公務員と
いへどもそういう理解です。ですから手入れはし
ないのだと、捜査はしないのだと、こういうこと
ですから、この点はひとつ文部大臣、むしろ私の
意見に賛成なされたほうが、なるほど文部大臣も
理解があると、進歩的な大臣だと、こういうこと
にならうと思うんです。この点はひとつ見解を改
めていただきたいと思うんです。

それから次に、警察のほうのいままでの答弁に
よると、今回の強制捜査について適正な判断、適
正な捜査ということを繰り返してお答えになつてお
るわけですが、しかし、これは率直に申し上げま
して警察側の主観です。適正な捜査、適正な判断、
これは私がもし立場を変えてその席に行つて質
問を受けた場合にきつとそういう答弁をするのでし
ょう。しかし、これはあくまでも主観であつて、
そこに裏返せばいろんな問題が出てくるのは当然
です。警察といへども神ではない、未熟な点もあ
るだろうし、若干のあやまちをおかすこともある

だらう。これは人間のやることですからこれはいたしかたのないことであります。そこで自分としては適正な判断としてやった、誤りない捜査をやっているんだ、そう自負されておつても、しかし、絶えず謙虚に耳を傾けることが必要であらうと私は思うんです。その場合に、あなた方は一体どういう基準というか、状況をもとにして、みずからやつておる捜査のいわゆる適正であるか、適正でないか、そういう反省の材料になされますか。率直にもつと具体的に申し上げるならば、たとえば新聞の社説についても、今回のやり方はひどいじゃないかと、こういうことがありましたね。これは私は、警察に対して、警察側は適正な捜査をやっているんだ、そういう主観に立った考え方に立つのはあるいは当然かもしれぬけれども、こういった世論に対してどういふふうに反省をなされるのか。もし見解があれば承りたいと思います。

○政府委員(山本鎮彦君) 今度の日教組の事件についての捜索、差し押さへの問題について何か反省する点はないかというふうなお話だと思ひますけれども、われわれとしては、先ほと申し上げましたように、無法状態をほうつておくわけにはいかない。しかもその規模、態様、影響から見てもまさに地公法違反の容疑に該当するということで厳正な捜査を續けて、法律に基づいた適正な手続で、しかもその法律は昨年の四・二五判決によつて憲法に違反しないという最高裁の判断が下されている、その判断に従つた運用をもつて進めてきたことについて、これはまさに民主主義の原則に基づいて進めてきた手続に全く遺漏はないという信念を持つてわれわれは仕事をしておるわけでございます。

○片岡勝治君 だから警察側として絶えず自分のやつてゐることは適正だと、誤りがない、そういう自信を持つのはけっこうです。しかし、それはあくまでも主観であつて、やることなすことがすべて正しいんだということは私は独善だと思ひます。ですよ。たとえばいま言ったように、新聞の社説において、その警察の行動について批判があつたとい

場合には、ああ、そうかということで、いままでの捜査方針を変える、変えないは別問題として、そういう世論に対して謙虚に反省をしていく、あるいは振り返ってみる、そういう態度が必要だと思ふんです。あなたの答弁を聞いてみると、さらさらそういう意見がないというのは私はたいへん残念に思います。これは地方の警察というのはもつと謙虚ですよ、そういう点について。直接民衆とつき合っていますからね。いろいろな問題で警察に言っていた場合に、ああ、そうかと、それは警察が悪かったと、それは謙虚に改める、そういう声があった場合には、だから国会において私どもがこうしたい意見を出すことも一つのそういう意味では振り返ってみるという機会にもなるだろうし、新聞の論調もそうだろうし、あるいは春闘共闘委員会が警察のほうに文句を言っていた、こういうあらゆる機会を通じて、しかしすなおに反省をしていく、こういう態度は私はあつていいと思ふんですが、どうですか。迷惑かけそうですか、そういうことについて。

○政府委員(山本鎮彦君) もちろん、私はいま私どもの立場を原則的に申し上げたわけでございます。して、われわれの仕事に対する、やり方に対する批判、意見、そういうものはわれわれとしてはもちろん当然そういうものを十分われわれの何といひますか、内省の資料として考えていきたいと思ふわけでございますが、それら個々についてもまた、われわれとしても、それに対するまた意見もあるわけでございまして、そういうものの全体を通じて現在の心境からいえば、われわれのこれにとつた措置というものは公正妥当であるというふうに考えているわけでございますが、もちろん先生のおっしゃる、あるいはさらに具体的にこの搜索、差し押えが行なわれたというような問題になりますと、それはいろいろな状況によっていろいろな問題が起きている、あるいは起きるおそれもある、そういう点はやはり万全ではない、人間のすることでありますからいろいろあると思いますが、そ

ういふものは個々の状況に応じて、あるいは間違
いがあればそれを是正するにはやぶさかでない
という気持ちでおります。

○片岡勝治君 次に、今回の問題につきましましては
たいへん大きな問題であるということ、捜査の
対象が教職員であるということですね。したがっ
て、かりに警察が強制捜査に乗り出すという方針
を——まあ事実上はたけりありますが、それに
対する批判は別として、捜査をする場合に教育的
な配慮というものがあつてしかるべきだ。しかし、
これは警察側はあまりそういうことを配慮してい
くと、警察の方針が必ずしも十分に達成できな
いというところで、本来そういうものを配慮しない
が原則だろうと思う。しかし、たまたまここに文
部大臣と同席をしているから、私はそういう面
で文部大臣のほう、つまり教育行政機関のほう
が警察に対して強くそういうことを求めるとい
う態度があつてしかるべきだろう。これは山梨の例
でありますけれども、山梨県教育委員会あるいは
教育長さんは、そういう面ではたいへん努力をさ
れております。事前に、もしそういうことが起こ
つたにしても、教育的な配慮、児童生徒に与える影
響、教職員に対する心理的な影響、そういうもの
について警察は十分配慮してくれ、これはもう再
三再四話し合つておつたようであります。私はた
いへんこれは感銘を深くいたしました。なるほど
地方の現場にいる教育行政機関というものはそ
うあつてしかるべきだろう。かりに公務員法違反で
一斉捜査に乗り出す、そして全国何千人の先生に
対して一斉に家宅捜査をする、あるいは学校に乘
り込む、また参考人に対して、まあ山梨の例です
と、全部の教職員の数が約四千人強ですか、それ
に対して三百人か四百人の参考人の呼び出し状を
かけておる。こういうやり方について、はたして
これが教育的配慮があつたのかどうかと思つた。
いへん私は大きな疑問を感じるわけでありま
す。この間の答弁によると、文部大臣は警察の良識を
というが、そういう配慮は十分してくれと思
うから何も言わなかつたというんですが、これは文

部大臣として私はいへん大きな手落ちだつたろ
うと思う。すでにこの教組に対して手入れが行な
われるといふことは数日前から漏れておつた。こ
れは警察内でもたいへん論議があつたようであ
ります。論議があつて、良識的な一部の警察官は、
そんなこと言つたて無理だろう、いややるべき
だといふいろいろな意見の対立なり論議があつた
ために、今度は手入れがあるらしいということが
もう二、三日前から漏れておりましたね。これは
私は率直に言つて警察内部のそういった論議が
あつた一つの証左だろうと思う。しかし、文部大
臣は、そういうことを知つてか知らずか全く沈黙
をしておつた。なぜ一言警察側に対して、できれ
ばやらないでほしい、もしやるならばそういう
教育的な配慮を十分やつてもらいたい、こうい
うことを言うべきではなかつたかと思つたわけ
であります。現実には開いたときの捜査の状況を
見れば、これから具体的に申し上げるけれども、
この間は何にも警察には言わなかつたといふん
です。これはあとの祭りになります。いまでも
そうお思いですか。教育的な配慮をもつて捜査に
当たると、そういうことを言うべきではなかつた
のかといふことです。地方ではみんなやつていま
すからね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 片岡さんのように、捜
査以前にこの問題について何も知りませんでした。
た。この間もお答えをしましたように、夕刊で初
めて事件を知りました。しかし、私が文部大臣に
なりまして以来、こういう事態にならないよう
に、あらゆる努力を傾けてきたことは、これは、私は
御承知いただけるんじゃないか、こう思います。
ぜひ今後、先生方が法秩序を守るように、御努力
をいただければもう十分という期待を持ってい
るわけでございます。それぞれ、担当分野ご
とに責任を負つておるわけでございますので、あまり
干渉がましい態度は避けたい方がいいんじゃない
か、こういうことは基本的に思つております。今
後も、教育界が警察の捜査その他で長く混乱を
させられるということになりますと、ある

いは私からお願ひをしなきゃならないような事態
が生ずるかもしれないけれども、また、私は、
おそろくそんなことはないだろうと思つし、警察
は警察として、教育の世界にあまり混乱を起こさ
せないようにという配慮は当然持っていたいて
いると思ひます。したがひまして、この段階で私
からいろいろな注文がましいことを言うことは避
けるべきだろう、おのおのが責任を持つておるわ
けでございますので、その責任をお互いに果たし
ていかなきゃならない、こう思つておるわけ
でございます。

○片岡勝治君 文部大臣がこの件について何も知
らなかつた——たいへんうかつなことだろうと思
うんです。私たちはいろいろな情報からある程度
知つておりましたからね。文部大臣たうもののが、
この大規模な警察の捜査について、何も御存じな
かつた。はたしてそれで——これが交通関係のス
トライキの拠点に捜査の手入れをするのと違ふん
です。文部大臣、言ふなれば、教育行政の、あ
なた、最高責任者ですからね。その現場に、そ
して働いている学校の先生の自宅に、何千人の警察
官が乗り込んで捜査をする、このことを察知でき
ないといふことは、私は、いまの政府のこれはやっ
ぱり欠陥じゃないですか。おそろく部下の者は相
当知つていたと思うんですが、そのことも大臣の
耳に入れない。たいへん残念に思ひます。

それよりもまして、私は警察の態度といふも
の、これはもう許せないですね。少なくとも、学
校や教職員の手入れをする場合に、一言、なぜ文
部大臣の耳に入れたのか。実は、こういう
ことで警察としては手入れをせざるを得ない、で
きるだけ教育的な配慮をするけれども、まあお知
らせしておきまうというものはあつてしかるべ
きだろうと思ふ。ここに今日の日本の警察の仕打
ちの冷たさといふものを私は感じますね。文部大
臣にいまのことを耳に入れることによつて、捜査
に大きな支障があるとは思ひません、いまの
文部大臣の態度ならば、そうして文部大臣も、そ
の声に、まあしかしあまりひびくことをやるな、

やつてくれるなといふふうなことは一言あるで
しょう。そのことによつて警察が大きな圧力を受
けて捜査に支障を来たすといふことはないだろう
と思ふ。つまり、それは、もう警察行政、教育行
政以前の問題じゃないですか、その程度のこと
が行なわれるといふことは、今日たいへん教育が精
神的に荒廃をしているといふのは、その辺にもあ
りますね。私は率直に、感じます。どうですか、
警察として。——一言もないでしよう、これには。
さて、具体的に、もう一、二点聞きたいと思ひ
ますけれども、つまり、教育的配慮がなかつた
といふ事実は、いまさらここで述べるまでもなく、
この間、小野さんからも訴えがございました。
たいへん大規模な家宅捜査を行なつた。つまり、
学校の先生の自宅に警察が乗り込んでいつて、大
きな捜査を開始いたしました。この捜査のやり方
について、一部においてたいへん行き過ぎがあつ
たといふことは、この間も指摘をされたわけであ
ります。これはど膨大な家宅捜査が一体必要なの
かどうか、たいへん私は疑問でありますけれども、
率直に申し上げまう。これは、何か戦前のこ
の種の捜査のことに関して、こういうことをだれ
か言つたことがある。これは元警察官であります。
この種の捜査といふものは、証拠物件をあげるこ
とが目的ではないんだ、大量の家宅捜査、ここに
意味があるんだと述べをされた戦前の人がおつた
わけでありまう。漏れ承ると、文部大臣もかつて
そういう警察行政をやられた経験があるから、こ
れは十分理解がいく点だろうと思ひます。つまり、
大ぜいの学校の先生あるいはたくさん学校の対
して乗り込んでいつて調べる、そのこと自体に意
義があるんだと、いみじくも言ひましたけれども、
私は今回の捜査の状況を見たときに、ちよつとそ
れに似通つたことがあるのではないか。この点は
どうですか。

○政府委員(山本鎮彦君) この種の地方公務員法
違反事件の捜査、これは組織を背景とする犯罪に
対する捜査でございますので、その経緯とか態様、
きわめて複雑であり、関係者も非常に多数である。

しかも、あおり行為というように立証するには組合の末端組織にまで捜索を実施しなければ具体的にはわからないし、あるいは参考人等についてもかなり多数の方からいろいろと事情を聞かなければその行為の立証というものはむずかしいという、全く法律に基づく捜査の技術的な問題でこのように多数の箇所を捜索する、あるいは多数の人からいろいろと事情を聞かざるを得ないということでございます。

○片岡勝治君　つまり、文部大臣は警察側の良識を期待をしたと、期待をしているというふうなお話でありましたけれども、結果を見れば、常識的に考える以上の多くの先生方の家宅捜索をやっている。しかも夜の大体八時から十一時、すでにこれは眠る時間です。暴力団の手入れだつて通常朝やるわけですから、夜の夜中に学校の先生の自宅に押しかけていって、中には子供部屋あるいは先生の奥さんの下着のところにまで全部引っかき回してさがし回す。こういう行動はほんとうにこれはわかれとして理解できない。やはり戦前の警察がやった家宅捜索というのは、証拠が目的ではないんだ、捜査そのものが、しかも大量やることに意義があるんだ、こういうふうなことが現実の問題として出てきているような気がする。さらに私は、たいへん大量な参考人を呼んでおります。これは全国で数万人になるんじゃないですか。しかし、たいへんこれもいま私が指摘をしたごとく、参考人を呼んで尋ねることに意義があるんだというふうな気持ちで率直に言っているんです。何々の用件についてお尋ねしたいことがありますから、次の日時、場所においでください——何も書いてないのがあるんですよ。空白の用件について、そういうのが大量にあるんです。地公法違反ともあるいは横枝委員長のおおりの行為とか何とか、そういう法律の内容も書いてないで、大量に呼び出しをかけている。そういうふうなことがありますし、まあ、捜査の個々の具体的なことを持ち出せばこれは限りありません。先ほど警察あるいは文部大臣は、つまり今回のストライキによって被害があつた、法律違反によって被害があつた。なるほどストライキによって子供の教育を受ける機会を失つた、これは事実であります。そのことを私は否定をいたしません。しかし、十一日の場合には、全部が全部教師のストライキによってその教育を受ける機会を失つたわけではありません。これは交通ストライキがありましたからね。ストライキに突入をしなかつた学校においても授業ができたかつたところはあるわけでありまして、それはさておいて、しかしそれによって被害を受けた、教育を受ける機会を失つた。なるほど公益を侵害されたということになるかもしれませぬけれども、しかし、その後、この警察のやり方、冷たい仕打ち、膨大な数に及ぶ家宅捜索、こういうことによつていま教職員は大きな心理的ないろいろなものを感じておるわけでありまして、学校の先生が、何千人の先生が警察本部の前に集まつて不当弾圧反対、そういう集会をやる。シュプレヒコールをやる。まさに、私はこれはたいへん問題だらうと思つておるんです。そういうことによつて受ける教育に対する影響というものはかり知れないものがある。かりに二時間、三時間の授業がカットされたとしても、これを挽回することは可能であります。私も教師の経験があります。いろいろな事故で授業ができなかつた。それは年間通して取り返すように学校の先生はほんとうにがんばるんです。しかし、いま言つたように、四千人の山梨県の教職員の割にも及ぶ先生を呼び出しをかける、あるいは数百人の先生の家宅を捜索する、このことによつて与える影響というものはたいへん甚大であります。一体、そういう影響力を警察は考えたことがあるのか。どういふ影響があるのか、おそろく考えなかつたんじゃないかと。どうですか。

○政府委員(山本鎮彦君)　その点は、捜査の結果いろいろな影響があつたということは、これまで日教組についても捜査は何回も過去において行なつておりますので、いろいろな影響があるということは十分承知いたしておりますけれども、そういう影響があるにしろないにしろ、われわれとしては、この純粹に警察に与えられた今度の違法ストに対する捜査というものは、厳正な立場に立ち返つて、——そういういろいろな影響があるかもしれないが、やはり法律を守るという立場、これを厳守して捜査しなければならぬというところで、われわれは捜査に踏み切つたわけでございます。

○片岡勝治君　まさに語るに落ちたという感を深くするわけでありまして、つまり、警察としては、そういう影響というものはあつてもやむを得ないんだと。だから、大臣は言つておるんです。警察はそういうことは考慮しないんです。山梨県ではいろいろな事例がありましたけれども、これも同じであります。しかし、若干考慮した点も私は認めた点がありますけれども、しかし、警察は、いまの答弁のようにきつめて冷酷無比です。教育効果のことなんかは二の次なんです。だから、一たんこういうことが起こつた、それに対して捜査を行なう上に、教育的ないろいろな悪影響というものを最小限度に食い止める努力というものを教育行政の立場にある大臣が関係者として当然やるべきではなかつたのか。これが行なわれなかつたということについては私はたいへん大きな不満を感じます。いまのああいふ警察の側の態度に対して。——お答えがないようですから、もう一、二の問題について伺います。

これは教師と、つまり、教育の影響だけではなくて、教育と警察官との関係にたいへん重大な要素をかもし出してあります。警察官はみんな学校に子供を送つておるわけでありまして、しかし、いま率直に言つて、教師の警察に対する感情というものはいまよくありません。これは当然だと思つておる。あまりにもひどいじゃないかという、そういう感情がみなぎっていることは、これは教職員といへども人間ですからやむを得ないと思つておる。山梨県の話も聞くと、それまでは学校の先生もおまわりさんも一緒に協力して子供の交通事故をなくそう、あるいはいろいろな事故をなくそうということであつた、お互いに理解し合ひながらやつてきた。しかし、その一斉手入れの結果、そういうた非常に好ましい関係というのがぶつり切れて口もきかない、なるほど警察は違法事件があつたから捜査をするんだ、それは警察の立場はあるかもしれぬけれども、われわれからするならば、なぜもつと事ここまかな配慮というものができ得ないのか。そして、なぜ教育委員会なり文部大臣なりがそういう点について配慮をするような措置をとれないのか。これは政府の責任だらうと思つておる。文部大臣だけじゃなくて、この点はひとつ十分肝に銘じていただきたいと思つておるわけでありまして、もし、このままの関係が続くとするならば、私は、たいへんな問題に派生しかねないと思つておる。この際、文部大臣は、こうした問題がこで議論をされた結果からしても、警察に対しては一言あつてしかるべきだと思つておる。率直に申し上げまして、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　先ほど片岡さんは、児童生徒の授業ができない、一日だけのことじゃないか、あとでまた取り返しがつかないかといふ式の御発言がございました。その点につきましては、私と片岡さんとの間に大きな開きがあるわけでございます。私はやはり、将来の国家社会をになう国民を育てていくわけでございますので、やはり、国家社会の秩序というものを守る国民が育つてなければ健全な国家社会をつくり上げることはできない、こう思つておるわけでございます。その児童・生徒が見習つていこうという先生が平気で法秩序をお破りになる。これは私は精神的に非常に大きな悪い影響を児童生徒に与え、取り返しのつかないような大きな悪い影響を与えている、こう思つておるわけでございます。そこにお互いの認識の間に大きな違いがあると思つておる。私は、将来ぜひ、先生方には法秩序を守る先生方として御努力いただきたいものと、この念願をしておるわけでございます。不当弾圧などといつて抗議される前に、ぜひ、将来いかにあ

るべきかということ教師の皆さん方です考え
た上で次の行動を御検討いただきたいものと、
こう念願をされているわけでございます。

警察の活動の問題につきましては、私の立場上
いろいろ申し上げることは避けさせていただきます
と思います。私といたしましては、あくまでも
先生方には法秩序を守る先生方として情熱を教育
の上にささげてもらいたいものと、また、法秩
序を守るような児童生徒を育てあげていただき
たいものと、そのために今後あらゆる努力を
払っていきたい決意でございます。

○片岡勝治君 そのいま基本的な問題を私は言っ
ているんじゃないんです。ストが行なわれた。そ
のストのよしあしとか何とか先ほどのいろいろ論議
をしたものですから。それはさておいて、今日の
警察のそういうやり方について、直接間接いろ
んな意味の影響が出てきているんじゃないか。事実、
ストライキが行なわれたというその結果のもと
に、そういう事後、教育に対するいろいろな影響
力というものを最小限度に食い止めるという配慮
があつてしかるべきじゃないのかと、こう言つて
いるんです。つまり、私がなぜ言うかという、
警察のほうじゃそんなことはないんだと、そうい
う教育的な配慮というものは考えられないんだと
いうんだから、それじゃ困るじゃないか、ストラ
イキの賛否の意見については、私は文部大臣がど
ういう見解を持っているかよく知っております。
このことを聞いてるんじゃない。事後の派生し
ているいろいろな問題について、教育的な影響とい
うものを最小限度に食い止める努力は、これは当
然あつてしかるべきではないか。しかし、教職員
がストライキをやつたのはもつてのほかだ、そん
な配慮までする必要はないんだというのなら、そ
れはまた問題は別です。

最後に、これは後ほど小林委員のほうから御質
問されると思いますので、こまかい点はそのとき
に譲りたいと思いますが、例のこの間、問題になつ
た内申の問題について最初に事務的にこのことだ
け質問しておきます。

内申というのは一体何か、意見とは違うわけだ
すね。内申とは一体具体的に何をさすのか。それ
から任免その他の進退について内申権があるとい
うことですが、これも「任免その他の進退」という
のは、具体的にどういふものをさしているのだ
るか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 人事権の行使だと思
います。

○片岡勝治君 つまり、内申というのは、具体的
に何かと言へば人事権の行使ですね。

それからもう一つは、任免その他の進退という
のは、つまりその他の進退というのは何かという
ことです。

○政府委員(岩間英太郎君) 人事の場合にあら
じめ意見を言うようなことを普通内申といつてお
ります。人事というのは、これはある意味では秘
密に属することでございます。これは内々で意見
を述べるといふことであらうと思ひます。そうい
う意味で内申といふことばを使つておるわけでご
ざいます。任免その他の進退につきましては、
これは転勤、転配、それから給与の関係で昇級昇
格、それから減給等の懲戒の關係、そういうふう
なものがすべて含まれる。大臣からもおっしゃ
いましたように、人事に関する事項が一応すべて任
命権者である都道府県の教育委員会、それから身
分の属しております市町村の教育委員会との間の
協働の、そういう中滑に実施されますような措置が
講じられるといふことでございます。

○片岡勝治君 あまり政治的に受け取らないで具
体的にお答えいただきたいんですが、内申という
のは意見とは違ふんですよ。そうでしょう。もし、
意見でよければ意見を聞かなければならない、あ
るいは意見を聞くものとするといふことばを使う
だらうと思ふ。そのことばを使わずに内申とした
といふことについて非常に意味があるんです。こ
れは、地教委と都道府県教委との関係、単なる意
見聴取ではない、そのために内申といふことばを
使つてゐる。これは文部省の解釈でもそういうも
のは文書に載つておりますよ、それを意見といふ

ふうに解釈していいんですか。文部省から出した
本の解釈を読み上げましょうか、あなたあまりと
ばけて答弁してゐるとこつちから言ひますよ。つ
まりこういうことでしょう、任免その他の進退で
すから、任用だとか免職とかあるいは休職とか復
職、昇格、懲戒、待命こういうものですよ。任免
その他の進退、その具体的な事実に対して内申を
するわけでしょう。Aという先生をBという学校
に転勤をさせるとか、あるいはBという校長を
あつちに移るとか、やめさせるとか、そういう具
体的な事実を内申するわけでしょう。具体的な事
実を申し出をするのが内申でしょう、単なる意見
なんです。これは、ちよつとその辺を。

○政府委員(岩間英太郎君) 広い意味で意見を言
うといふことでございます。具体的にこれこれの
先生をどここの学校の何に任命するといふふう
な内容になると思ひます。そういうふうな意見を
申し出るといふことでございます。

○片岡勝治君 そういうのは意見の中の部分です
ね、内申というのは、そういうことでしょう、具
体的な。だから、文部大臣からこの間答弁があつ
たように、内申がなかつた内申といふことは論理
的にあり得ないんですよ。内申といふのは、いま
言つたように、具体的な事実ですからね。転勤と
か、いま言つたように退職とか、昇格とか、待命
とか、そういうものを地教委が内申をするわけ
です。内申がなかつた内申なんといふのはこれはへ
理屈なんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 内申をしないと言つて
いるんです。

○片岡勝治君 そんなのはね、内申しないなんて
いうそれはもう違ふ。内申といふのは具体的な事
実なんです。あなたいろいろ考へて、奥の
手を考えたらんじゃないかといわれているんだけれ
ども、これは重大な誤りがあるんですよ、これは。
それは間違つた奥の手ですからね、この辺の解釈
は、後ほど小林先生が質問します。

あるんですか。
○国務大臣(奥野誠亮君) この間ずいぶん長い時
間をかけて御議論していただいたわけございま
すので、その域を出るわけじゃないかもしれませんが、
でも、内申を待つて都道府県が人事権を行使する
わけでございます。

〔委員長退席、理事内藤三郎君着席〕
都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会と
が、人事権の行使にあたりました十分な連絡をと
り合つていくという趣旨で、そのような規定が設
けられているものだと思います。そのような規定
が設けられていると思ひますが、都道府県の人事
権が行使できないようなことは、私は法は考へて
いないと思ひます。人事権が都道府県に
属しています以上は、都道府県が人事権を行使し
得ることは、これは保障していかなくやならない
んじゃないか、こう考へるわけでございます。同
時にまた、内申がありましても、その内申には拘
束されないんだと、違つた人事権の行使のしかた
をしてもかまわないんだといふことも御理解いた
だいておつたわけでございます。そうしますと、
正当な期間を経ましてもしも内申が出てこ
ない。そこで重ねて督促をする。そうしてもな
かつ、出てこなかつた場合にどうするんだらうか。
かりにはかの問題について意見を聞いてどう
するといふ場合には、それは意見が出てこないか
ら、それじゃそれらの行為ができないかといふと、
それはできるといふ法解釈にこれまでなつてい
るのじゃないか。そうすると「まつて」といふ表現
についても、どうしても待つたけれども出てこな
い場合には、それじゃ処分ができないのか。そう
はとらなくてもいいんじゃないでしょうか。こ
ういふ意味で申し上げたわけでありま
す。

その場合に、いふつじつを合わせるのなら、
内申をしないといふ内申があつたものとして処理
するといふ理屈もつじじやないかと、かように申
し上げてゐるわけでありま
す。しかし、そんなこ
とは純理的な法解釈の問題であつて、あくまでも
両者が一体になつてやるのだ、内申が行なわれる

ように督促もする、それを待つて処分するように持つていかなければならないのだ、その姿勢はくずしてはいけなと思います。これも答えていゝわけでございます。

○片岡勝治君 だから、そういうすなおに法律を解釈していけば問題はないと思うのです。異常な事態になった場合にどうするかという道は、それは小野さんも言っているんですから、それは別に道があるじゃないか。さつき奥の手ということをし申し上げましたけれども、大臣がときどきばんと出すもんですから、これはちよつとおかしいじゃないか。そんなに法律をねじ曲げておいて文部大臣自身が、それで現場にちよつと法律違反したからもつてのほかだということじゃ、これは通じません。今後ひとつ十分ラッパを吹く場合にはみんなが喜ぶラッパを吹いてもらいたい、ああ、いい文部大臣だ。どうもしかし、奥野さんの手はちよつとこういう問題を起し過ぎるのじゃないかということ、老練心ながら御注意を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○理事(内藤三郎君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時四十五分開会することとして、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時九分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま、二本鎌吾君及び小野明君が委員を辞任され、その補欠として黒住忠行君及び宮之原員光君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査中、当面の文教行政に関する件を議題とし、質疑を行ないます。

○小林武君 警察庁にお尋ねいたしますけれど

も、警察庁長官だと思いましたが、何かちよつと異様な私は談話発表だと、こう新聞で見たような気がするんですけれども、今度のこの日教組強制捜査については、これは政府と何ら関係がないというような意味のあれは出ませんでしたか、そういう談話が出たような気がするんです。私はちよつとそれをさがしたんですけれども、新聞に出たのです。

○政府委員(山本鎮彦君) おそらく大分県へ長官が出張されたとき、現地の記者の質問に答えてそのような趣旨のことをお話しになったんじゃないか、そういうふうには承知いたしております。

○小林武君 これはどういう意味ですか、政府と関係ないということとは。

○政府委員(山本鎮彦君) おそらくそれは質問があつて、政治的な立場といひますか、政府の意図に基づいてこういう捜査をしたんじゃないかというふうな質問があつたんじゃないかと思ひますが、それについて、われわれ法の執行に当たる者としては、厳正公平な立場で、別に政治的な判断に基づいてやったのではないというふうな形で答えた、それが報道されたのではないかというふうな考へております。

○小林武君 これは何の捜査でもということはないでしようけれども、かなり大がかり、しかも国家公務員、地方公務員を含めた問題であります、こういうことで政府との連絡をしながらやるというものはどういふものなんですか。

○政府委員(山本鎮彦君) いや、私先ほどからお答えいたしておりますように、政府とは全く連絡はないというので、警察がいわば独自にこの捜査を実施したわけでございます。

○小林武君 警察の独自性というものは、その場合どういふことになりますか、いつの場合でもそうかどうかということだすけれども。

○政府委員(山本鎮彦君) それは、いつの場合でもそうでございます、国家公安委員会、あるいは地方なら都道府県の公安委員会、これの管理下において独自に判断して捜査を実施しているわけ

でございます。

○小林武君 私は、あの記事、小さい記事でしたけれども、ちよつと異様に感じたんです。何でそんなこと、どんな質問か知らぬけれども、どうしてああいう答弁しなければならぬのかということ、私なら逆に読めば、政府と十分連絡してやっただけで済むことをあの中におわしているやうな気がしますね。国家公務員、地方公務員というやうなものが入っているから、あるいは文部大臣はその以前において、その点ではやるぞやると気がまを十分見せておりますからね、やらない前から盛んにやっておりますよ。だから、どうも不明朗だという気がするんですが、そういう点については、あなたは何にもお感じになりませんか。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、常に法律に従つて、いわば警察法の規定に基づいて、厳正中立な立場で法の執行に当たつていふことで、政府と一々こういう問題について連絡をして仕事をしていくわけでございます。その点で、その点われわれとしては、別に今度の捜査について、そういう問題については、われわれの立場というものははっきりしているというふうな考へております。

○小林武君 文部大臣、これは文部大臣への質問じゃありませんが、文部大臣はこの日教組についてのいろいろな意見を述べられておりますが、私も、きのう、ちよつと読売の週刊誌「週刊読売」が、あれを見て、だいたいいろいろなことを言つていふのかと思つて、ちよつと買つて見たのです。あんまり本気になつて読む気が途中でなくなつてやめましたけれども、あなたはかなり日教組に対して攻撃的な態度をとつていふことは、これはもう明らかな事実なんでありまして、こういう態度というのは警察当局が知らないわけでもないわけだろう。といたしますと、何といひますか、この問題について少なくとも警察に予断がなかつたとは言われないのではないかと気がするんですが、これは、私のやうなもののひがみ根性ですか、どうです。

それともう一つお尋ねしておきたいのが、戦後の警察のやり方と戦前のやり方、特に治安維持法なんかの中におけるさまざまな警察当局の弾圧のやり方、特高警察の活躍というやうなものから見れば、いま、あれですか、警察の独自性というものは十分發揮されてやるといふことは一面においてはたいへんつばなうだけれども、政府の意向も何にもなしに、ほとんど自由にやるといふやうなことになるば、裏返しをすれば、この点は一面またこれはなかなかあふないということにもなるわけですね。だから、長官の意向というものは、この間の談話のあれはある程度連絡をとつてやつたというやうなことをわれわれは考へるのも、どつちを喜んでいいのかわからぬです。いわゆる警察の首脳部に、われわれが信頼し得られるやうな体制というものは保たれているのかどうかということに對する不安は多少ないわけじゃない、大いにある。そういう点で、一体、戦前、戦後の違い、あるいは今度のことに對して、全然そういうものの知識なしにあなたのほうで臨んだなんというふうなことは考へられないわけですね。その点どうですか。全くあなたたちは神様のやうなもので、何ら周囲のものを動かすことなくというふうなことになるわけですか、お尋ねしたいんです。

○政府委員(山本鎮彦君) 今度の問題は、いわゆる犯罪の捜査でありまして、日教組の実施した争議行為が地公法違反になるといふたてまえ、そういうことははっきりしておりますので、それに基づいて何らの予断を持つてしたわけじゃございませんので、純粹にそういう犯罪捜査という立場から法律に従つた手続を踏んで捜査に踏み切つたわけでございます。

それから、警察の運営について御質問ございまして、これからは戦前とは違つておりまして、現在、警察法によつて権限がきちつときめられております。それによつて、公安委員会制度のもとにおいて、厳正・中立・公平な立場で法律に従つた職務の遂行をいたしておるといふことでござい

○小林武君 まあ、この問題については、いま、このあと一問をやめますけれども、この関係のことは、あなた、あれでしょう、今度のゼネストの話は相当、国内的な大きな問題であつたというところだけは、これは、新聞、その他でもちろん見えていらっしゃるわけですね。そうして、参加する者が、どういふものが参加するといふふうなことに

ついて、ものというものは、これは各労働組合であれば、どういふ単産が参加するか、官公労働者がどの程度やるかといふようなことも、いろいろ調べておられると思うんです。その点では、日本の警察というのは、私は、へたな官庁なんかやあるいはその情報機関なんかよりかまらずと敏感にとらえていると思うんです。それは間違いないでしょう。十分な、その事態に対応する準備をされたと思うんですが、その際、どんな一体この対策を考えられたんですか。特に、民間の場合には、これはあれでいいけれども、官公労働者等について、どういふ対策を考えてやりましたか。何にもなしに、頭の中をとにかく澄み切らしておいて事が起こつたら行くという態度なのか。この点ははどうですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 春闘全体に対しての警察の情報といふことは、これらに対する判断のよいなものがあるかといふような御質問だと思ひますが、春闘の規模なり態様、どの程度の規模で行なわれるか、そういうことについては、もちろん、公共の安全と秩序を維持するというわれわれの警察の責務からして、その態様を把握するといふことは当然の仕事であり、われわれとしては、たとえば国労問題ならば、一般市民、国民の足が奪われるといふことであるいろいろな問題が起きる、あるいはトラブルが起きる。そういうことがないようには十分な態様をとつておつたわけでございます。

もちろん、具体的にいまお話ししたあつたような日教組なりその他一般的に地方公務員、国家公務員のこの争議行為に対する違法事案について、これはそれぞれの各府県警察において十分その点も

考慮して、その規模、態様、影響、そういうものを十分考えて具体的な捜査を進めるべきものであり、これは特に指示しなくても、あらゆる犯罪の捜査に対する基本でございまして、その線での春闘についても各府県でそれぞれの態様をとつたものと、こういうふうな考えております。

○小林武君 やめようと思ひましたけれども、何だかはつきりしませんが、この点まじつと質問しますけれども、私は、あれだけの、何といひますか、単に日教組をあげれば、日教組の各都道府県においてやつた捜査の状況を見ますと、十二県、この十二県の中の今度の捜査というのは、私も戦後のいろいろな警察の捜査については体験的なものは持つております。しかし、これはなかなか今度の場合にはあれでしたね、警察力の力を相当フルに使つたといふところまではまだいかぬかもしれないけれども、なかなか集中的な捜査の態様をとつた。とにかくまあ普通ならば考えられないようなところへ、そこにとにかく職を奉じているといふような、執行委員でも何でもない者の家までやつた。そういうのもこれは北海道の場合ありますね。

そういうやり方を見ますといふと、件数その他から考えてみて、それは膨大なものだと思う。そういうものは、突如としてできるわけはないと私は思ふのです。何ば警察でも、相当のこの準備を整えておいてやつた。しかも、警察はそれを一体、しばつてやつたといふふうな感じがするわけですが、事前において、そういうふうな私の感じ方というのは、それは間違ひですか、どうですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 特にしばつてやつたといふことは結論からいってございせん。まあ、大規模な捜査であつたといふことは事実でございしますが、これは結局日教組がかつて見ないような大規模な争議行為を指示し実施したから、したがつて、こちらの態勢としてもかなり大きなものにならざるを得なかつたといふだけでございまして、府県で実施された違法な争議行為の規模、態様、影響、こういうものをそれぞれ具体的に十分

考へて、そして捜査を進めて、証拠をもとにしてこれなら間違ひできるという段階に至つたのが、十二の都道府県であつて、その県が強制捜査に踏み切つたといふだけでありまして、われわれのほうで具体的にこれをしほるとか、こうしろとか、そういうようなことはいたしておりません。

○小林武君 局長さん、もう少しいまのような答弁のための答弁みたいなことでなく答えていただきたいんですがね。それはもう、あなたどうおつしやつても、今度の規模のことを考えると、日教組に対するですよ、その場合には、これは私は偏見でないと思うんですよ。これはやっぱりしほつてやつていふと思う。

そこで、あなたどうですか。日教組は大規模なといひましたけれども、大規模といふのは何か。私は日教組を離れてからもうだいたい年数がたちますから、中のことはよくわかりません。わかりませんけれども、大規模といふのは、たとえば人数がどうであるとか、今度は十二県ですね、あなたのはうが目をつけたのは、捜査をやるのは十二県でしょう。ところが、いままで参加するといふのは、これは率からいつたらずと多いんですね。いままでのいわゆる日教組がそういう行動に出たことは、今度の規模がきつめて大きいといふのは、一体これはどういふ標準で規模が大きいといふんですか。規模といふのは、一体あなたのはうの場合は何でやるのか。人間でやるのか、何でやるのか。あるいは影響力でやるのか。その基準はつきりしないといふといふかぬと思ふんですよ。どんな基準で一体日教組のは最大の規模であつたといふ、そういうあれはどこから出ているんですか。

○政府委員(山本鎮彦君) これはやはり、いま十二といふ単位を申されましたけれども、われわれの捜査としては、今度実施されました三十四都道府県について捜査をそれぞれの都道府県でやつておつたわけでありまして、それが捜査の過程で、いろいろな事情で結局捜査、差押許可状を請求できるだけの証拠が集まつたのが十二であるといふことでございします。

それから大規模であるという意味は、結局、突入の率といひますか、その争議行為に入つた地域並びにその人員、学校数、そういうものの、それから時間ですね、今度の十一日は二十四時間であり、さらに一日置いて十三日は二十四時間という時間の問題もあるわけですね。そういう全体的な規模を判断いたしまして大規模なものである、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○小林武君 それだけでいいですか、規模といふのは、一体、ストの規模といふのは、そういうことでやるわけですか。ストライキで、あなたのはうで犯罪行為としてやるわけでしょう、あなたのはうでやる場合は、犯罪行為としてやる場合に、これはもう犯罪行為だといふようなことには私は感じないけれども、あなたのはうでは犯罪行為だと思つて、刑事罰をかけるためにやるのでしよう。その目的で、規模といふのはそういうことですか。それが警察のやるやり方ですか。いわゆる民主警察といふものがやる方法なんですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 結局、そのような規模の争議行為が行なわれ、それがあつて、そのかされ、そして実際に争議行為に突入すると、そういう一連の経過によつてその犯罪行為が立証されていくものであるといふふうな考えております。

○小林武君 まあ、そのところ、明敏なあなたがそういうあいまいなことを言わないで、すばしばと快刀乱麻を断つようなひとつ切り返しをやってください。私はしろうとでよくわからないのだから、この警察のことは、そういうあれでは私は納得いかぬです。どういふ一体、これがどれだけ国民に犯罪として、犯罪が構成されるといふようなことになつたら、犯罪として見るといふことになつたら、いかなる点かどうであつて、ほかのほうと比較してどうであるかといふこと、あるいは日教組単独で考えた場合でも、前回、前回、前回と何べんかやつていろいろな行動に対して、皆さんが今度の場合、特にそこを集中的に行なつたといふこと、そのことをやっぱり明らかにしないといふことは私はいけないと思ひます。

○政府委員(山本鎮彦君) その点についてはもう先生十分御存じのことだと思つてございませうが、昨年の四・二五の最高裁の判決の内容を見ましても、「公務員の争議行為の禁止は、憲法に違反することはないのであるから、何人であつても、この禁止を侵す違法な争議行為をおこなう等の行為をする者は、違法な争議行為に対する原動力を与える者として、単なる争議参加者にくらべて社会的責任が重いのであり、云々」といふふうに書いてありますように、こういう違法な争議行為をおおひ、そのかすといふことになるから、この地公法の第六十一条の四号の違反であるといふ、こゝういふ法律的なたてまえ、立場に立つてわれわれとしては問題せざるを得ない。しかも、それぞれの各府県においてその違法行為、この争議の規模、態様、実態といふものをしさいに検討して今度の強制捜査に踏み切つたといふことでございませう。

○小林武君 答弁なら、しさいに検討したといふなら、しさいに言わなければだめですよ、具体的に。人を刑罰で罰するといふようなことをやる場合において、人を殺したなら殺したと、傷害やつたなら傷害やつたと、簡単なことを言えば、それは最高裁のこととはあとでまた聞きます。

聞きますけれども、一体私があなたに言いたいのは、日教組というもののしほつてやつたといふことだけは間違いない、警察当局は、それはあなたのほうではしほらぬと言つたところで、私たちは現象面にあらわれたことを言うわけですよ。これは日教組だけがストライキをやつたといふなら、私はこれはいまのこと、いまのような質問しませんよ。わが党の小野委員がその点は、ほかのほうをやらぬのはけしからぬといっているのではありません。日教組といふものをしほつてやるというの、まさか犯罪やるのにみせしめにするといふことはないでしょう。ほかのやつのみせしめにいひつをたたいてやれといふようなことじゃないでしょう、まさか。犯罪のあるところに差別をつけてみせしめ

にやつているといふこともないだろうし、それからあなたのほうにはまた、こいつはとにかく一べんやつておかなければならぬといふような、何か初めから一つの悪感情を持つてやるというわけでもないのだからと思つたけれども、しかし、いまのようなあなたの説明から私が聞けば、どうもそういうところにだんだんいくのじやないかといふ気がするので、さうでしよう。私はたとえば、あなただつて新聞毎日見ているだろうし、とにかく捜査面については敏腕のあなたですから、非常に検討しているだろうと思つた。文部大臣が何言つておるか、平生。さういふ、文部大臣なんかは極端なことを言つておるが、ほんとうかうしか知らぬが、ほんとうだな、あれは文書を私はもつたから、文部省の資料として、革命教育やつておるといふようなことを言つておる。革命教育とは何のことかよくわからぬけれども、さういふものもあなた、目を通しておると思つたのです。だから、あなた、私に説明するならば、どうしてそこにしほつたかといふことをはっきりしなればだめなんですよ。

私はそれと、さつきお尋ねした警察庁長官が政府とは別に關係ございませんといふようなことを麗々しく言う必要は、何がよそに行つてそんなことを言うことがある。大体、聞かれたつて、そんなことは答える筋合いのものじやないかと私は思うのだ、警察庁の最高責任者が、そんなことを、政府からどうされたかといふことを言う筋合いはないと思つた。まあ、事実とは違つておるだろうと思つたのですが、だから、その点わからぬから、あなた、もう少しわかるようにちよつと話してください。

○政府委員(山本鎮彦君) 日教組にしほつて今度の地公法を適用したのじやないかといふ御質問でございませうが、最初に申し上げましたとおり、われわれ別に予断を持つてこの捜査をしておるわけではないのでありまして、当然いま御指摘になりましたような地方公務員といふたてまえからいけば、ほかの自治労その他の組合もあるわけであり

まして、これらの組合で同様の違法な争議行為を行つたそれぞれの事態については、各都道府県の警察でやはりその争議の規模、態様、影響といふようなものをしさいに検討して、捜査的に事件になるようにいわばいろいろと努力はしておると思つてございませうが、現在までの段階で刑事罰に持つていくように足るだけの証拠が集まつていないといふ段階で、われわれのほうにはさういふ報告が来ておらないといふことでございませう。日教組については、たまたまさういふ形で証拠が集まつたといふことだけでございまして、決して意図的に日教組だけを目標にして捜査を進めておつたといふことは絶対にございませぬ。

それから警察庁長官の発言についてでございませうが、これも先ほど申し上げましたように、地元において、大分県でございませう、確かに。そこにおいてたまたま記者会見があつて、その席で質問があつたのでさう答へたといふことで、ほかの意図等は全くございませぬし、われわれとしては、日ごろから先ほども申し上げましたような精神で警察法のたてまえに従つて仕事をしておるものでございませう。

○富之原貞光君 ちよつと関連をしてお聞きしますが、ただいままでのお話を聞いておると、きわめて今度の場合、日教組の場合は広範多岐であつた、あるいは二十四時間のストライキであつた、あるいはまた規模、態様等を考へて日教組だけになつたのである、あるいは予断を持つて云々と、こゝういふようなお話があつたのですが、さうすると、今回の警察の強制捜査といふのは、いわゆる最終的な結果によつて規模、態様といふものを考へてやられたのか、あるいはたぶんこゝうだろうといふようなことでやられたのか、どつちなんですか、今度の場合。

○政府委員(山本鎮彦君) 私の最初の説明あるいは誤解があつたようでございませうが、日教組だけでなくて、ほかの自治労その他についても十分捜査を進めたのですが、現在まだ強制に至らないといふことを申し上げたわけでございます。

それから、影響だけを考へて捜査に踏み切るのかといふお話でございますが、

(委員長退席、理事内藤善三郎君着席)

これはやはり法律によればあおり罪ということ、これはいわば独立罪でございませうので、たとへ影響等が極端なことをいへばなくとも、それは法律的には問題できるものだと考へておりますけれども、しかし、われわれとしては、十分慎重にこの事態を考へて、さういふ面まで判断に入れて捜査をしておるといふことで申し上げたわけでございます。

○富之原貞光君 普通、常識的に考へると、ストライキならストライキをやつた。やつた結果こゝうで、こゝういふあれだつたからわれわれとしては踏み切つたんだといふその結果に対してやるといふのが普通常識的な考へでしよう。したがつて、私がいまお聞きしておるのは、その結果をきちんと調査をされて、あなた方、今回強制捜査に踏み切つたんですかどうですかと聞いておるのですよ。そこをきちんと答へてください。

○政府委員(山本鎮彦君) もちろん、どのような態様で実際にさういふことが行なわれたかといふこと、たとえば授業のできなかった学校とか、参加した教職員の数とか、さういふ実行面においてわれわれとしては十分その点も考慮に入れて捜査に着手したわけでございます。

○富之原貞光君 考慮に入れてといふことはどういう意味ですか。それも一つの要素であるけれども、他の要素もあつたといふ意味ですか、そこをきちんと答えてください。どうも幅を広げたよなものの言ひ方では困りますからね。そのことによつてやつたのならやつたんだとはつきりいつてください。

○政府委員(山本鎮彦君) やはり地方公務員の、われわれの申し上げているのは、地方公務員法の違反である。この六十一条の「違法な行為の遂行を共謀し、そのかき、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者」この条文に基づいて捜査に踏み切つたわけでございます。たださういふどの

程度行なわれたかという実態というものも、これ
もわれわれとしては実態を見る上の必要な事態で
ございますので、そういう問題についてももちろ
ん調査はしたところでございます。

○宮之原貞光君 関連だから何回もできませんけ
れども、どうもあなたばかりおられるのですよ。も
ちろん、その実態も見てからやったら、こう言う
のだけれども、ほんとうはたとえストライキを
機関で決議をしたと、あるいは朝入ったというよ
うなことにウェットがあつてやっただけという
が、どっちにあなた重点を置いてやっただけで
私、私は聞いておられるのですよ。従来と違つたから私
は尋ねておられるのですよ、きわめて重大なポイント
がね。そこはどうかと聞いておられるのです。

○政府委員(山本鎮彦君) それは私、何回も申し
上げておりますように、地方公務員法六十一條違
反ということで、「違法な行為の遂行を共謀し、そ
そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を
企てた者」この事実を踏まえて捜査に踏み切った
もちろん、これに基づいてやっただけということ
でございます。

○宮之原貞光君 いやそうじゃない。あれでしょ
う、普通常識的に考えればあなたが言うところの
共謀し、そのかしたというのならば、はたして
そのとおり実行されたのかどうかという、それを
調べなければやれぬわけでしょう。それをあなた
の話を聞いておると、その計画をしたという段階
の中、あるいは進行の中で捜査に踏み切った、
こういうことなのでしょう。どっちなんです。さ
と私は聞いておられるのですよ、今回のやり方は、
あなたにまたがるはずはないでしょう。さつきは、あ
なたは二十四時間ストライキといつておられるの
から、まだ二十四時間も終わってないのだから夜間
の学校もあるのだから、あなたの方でどっちのほう
を向いてやっておられるのですか。

○政府委員(山本鎮彦君) それはもちろんその
「そのかし」、「あおり」という、あるいはこれ
を「企てた」その段階、それをもろろんわれわれ
の捜査の基本としてやっておるわけでございます。

す。

○宮之原貞光君 そうすると、その実行の段階を
きちんと調査してやっただけじゃないのです。今
度の場合は、その以前の段階の問題をやっただけ
すね。どっちなんです。それは、もちろん、も、
あわせてなんて言わないではっきり言つてくだ
さい。

○政府委員(山本鎮彦君) それはもう前の段階だ
けで犯罪捜査に踏み切ったわけでございます。

○宮之原貞光君 これはきわめて私は重大だと思
うのですよ。従来は、たとえストライキ行為が
あつて、それを警察は警察なりにきちんと調べて
どこは突入率がどうであつたかときちんと見て、
普通、翌朝捜査をするというのが普通常識的な判
断です。しかしながら、今度のやり方を見ており
ますと、実行段階が、実行後の効果がどうあつた
かということじゃなくて、その前の計画をしたと
かあるいは行動を始めたところだけであつた
たは、すでに捜索令状を簡易裁判所からとつてお
るでしょう、その日の午後一時、二時の段階で。
そういうことになるとするならば、今度のやり方
はまさに予断を持ってやっただけといつたわけ
ではないでしょうか。どうですか、その点は、で
すからその従来と異なる点が、異なるなら異なると
明確にその理由を言つてもらいたいのです。

○政府委員(山本鎮彦君) それは犯罪構成要件と
いうことで、そういう「そのかし」、「あおり」と
いう行為があれば、これについては、十分犯罪を
構成するということになりますので、そのたてま
えでももちろん捜査を進めたわけでございますが、
もちろん実際に全く入らなかつたということにな
れば、これはひとつ犯罪の情状の問題にも関係し
てまいりますので、その点は当日もやはりそれぞ
れの府県で強制捜査のための裁判所に対する捜索
差押許可状の請求は、やはり午後になつて大部分
の県では請求をしているのは、そういう実態も見
きわめた上でやつたということになります。犯罪
の構成要件からいえば、最初に申し上げました
とおりの立場に立つて踏み切ったわけございま

す。

○宮之原貞光君 何時に、じゃ裁判所に大体その
捜索令状の要求をしていますか。大体、警察庁は
全国的に調整をやつたわけなんです。そう各県警
の本部に言つていいます。何時にやつていま
すか。要請していますか。その時刻をはつきり
おしやつてください。

○政府委員(山本鎮彦君) その正確な時間はわれ
われ存じませんが、大体において午後になつてか
らです。

○宮之原貞光君 午後の何時かと聞いてい
ますよ。午後五時からきりまでであるでしょうが。
○政府委員(山本鎮彦君) 大体、午後の早い時期
に、それぞれの府県で。

○宮之原貞光君 早い時期というのは何時で
すか。

○政府委員(山本鎮彦君) 裁判所に手続を申請し
たわけでございます。それはわれわれのほうとし
ては別にそういう点について調整連絡をしたわけ
ではないのであつて、その上で許可状がとれたも
の、令状がまさにとりつたあるというやうな形で
われわれのほうに連絡がきたのであつて、事前に
何時に許可状をとるべきであるというやうな形の
調整は私どもはしておりませんので、時間につ
いては正確に何時何分というやうなことはわれ
われのほうとしては承知いたしておりますが、大
体において午後の早い時間であるというふう
に了解いたしております。

○理事(内藤三郎君) ちょっとと速記とめて。
(速記中止)

○理事(内藤三郎君) 速記つけて。

○宮之原貞光君 午後のきわめて早い時期、大
体一時から二時ごろにみな要求してつていま
す。そうしますと、あなたの方の今度の強制捜査と
いうのは、従来だったら二十四時間ストライキ
から、半日ストライキをやつたからといつて、そ
の結果、準備の段階から終わった段階の実行段階
まで、みな、みなやつてくるのだけれども、今度
の場合は片一方では二十四時間ストライキだ、こ

う言いながら、従来の半日の段階で、もうす
でに要求書をとつて、請求書をやつてい
るのです。こういう事実から見たつて、いかにあなたの方は頭
から予断を持って日教組をやつてやろうと、これ
しか考えられないというところはこれは明白じゃあ
りませんか。それはあなたが幾ら二十四時間スト
ライキをやらせても、二十四時間ストライキだつ
たら夜間の学校にもどういふ影響を及ぼしたか。
あるいは一体批准の中から実行段階でどだけか
というのをきちんと調べてやるならば、それな
ら首尾一貫しているのです。あなたの方の。しか
しながら、あなたの方の今回のやり方は従来と違
つて、その日の午後一時か二時の段階でほとんど
の県が裁判所の名で強制捜査の許可を得て、それ
も五時のころから踏み切つていっていることは、
これはまさしく一つの中央での政治的な意図を
持ったところの予断を持って、いまに日教組が
やつたら日教組は必ずやらなければいけないの
だ、これはけしからぬと、こういうことでやつた
といわれても仕方がないじゃないですか。これ
をもつてあなたの方はほんとうに慎重にやつたと、
こう言えますか。したがつて、ここに従来と違つ
たところの形態、態様という問題が非常に私は問
題点があると思う。言うならば、計画をし、実行
の途中の段階で、もうすでに警察権を發動してい
るのですよ、あなたの方は。こういうふうには警
の方針は今度変わったのです。これはいづれ法廷
上の問題になりましようけれども、きわめて従来
と違つた意図的なものだと言われたつて、これは
しかたないところなんです、この点。その点どう
なんです。

○政府委員(山本鎮彦君) こまかい点でございま
すし、まあ微妙な点でもあるので、申し上げられ
なかつた点もあるわけでございますが、各府県に
おいて捜査を進めている過程でまあ今度のストに
突入しつとあり、突入したという実態を把握する
とともに、これはやはり二十四時間のストの指令
のいわば実行であるということは間違いないとい
う判断もあると思ひますけれども、そのほか、ま

あ今回の捜査について、組合のほうでこれの証拠のいわば隠滅といいますが、そういう措置を講じつつあると、あるいは講ずる、そういうことを行なうおそれがあるというような判断がそれぞれの府県警察本部であって、そういう点も含めてやはり許可状の請求ということが行なわれたということもあわせてつけ加えておきます。

○宮之原貞光君 いまあなたの答弁を聞いても、いわゆる慎重を期してやりましたと、こういうこと、常識的に考えられないですよ。言うならば、証拠を隠滅のおそれがある云々ということだけ先頭に入って、実行段階の途中の中で二十四時間ストライキやったらとあなた言いながら、言うならば半日の段階で、もうすでに警察権を発動し始めているということに今度の問題の問題点があるということだけは私は指摘しておきますよ。非常におかしいと言った、これは。答弁はないでしようけれども。

○小林武君 まあいま関連質問ありましたように、私はやっぱりあなたのほうでいろいろなことを言うけれども、初めからひとつ的をはずして、そして準備整えてやったということは、もうこれは明らかだと思ふんです。私はそうでなかったら、これ日教組だけに来るはずがないことだと思ふんだ、それでしよう。考えてみないよ、でも労働組合はそれぞれみな自分のスケジュール発表して、新聞にみな出ているわけだから、だからあなたのほうで新聞に出ているのをそのまま信頼してやるということになったら、とにかく幾らでも広げることできるだろうけれども、とにかく今度は、日教組をやろうということだけは間違いない、それを隠そうとすることに、私は警察というのはいくらも思ひます。警察が犯罪が起ったと思つて、警察の態度でもって何かやるということについては、これはあなたたちあとの批判だとかいろいろな公判廷の問題とかのことを結果見なきゃわからぬことだから、失敗もあるだろうし、いろいろあるだろうと思う。しかし一番悪質なのは、私はあるものを特定にしよう

て、そうして一番政府の攻撃の的にしているようなものにあなたたちが事実上、手をかしているということだ、大体、一國の総理大臣が物価の問題よりか日教組のほうをやつたけなやならぬというふうなことを考えるような世の中なんだ、これはうそでないでしよう、新聞も出ているでないですか。争点を教育にということ、これ、日本じゅうの大新聞はみんな社説に書いてないで、すか。あなたたち、社説読まないわけでもないでしよう。そういう中であなたたちのやつたやり方、私はいまのような質問、私は明らかに予断持つてやつたというふうなことを、事実として日教組だけが大量にやられたというふうなことを、しかも、いままでかつてないぐらいにこまかくやっている、関係のないところまでやっていると、いうふうなことを、これはもう私はどうしてもし納得いかないんだけれども、あなたのほうでさっきからいろいろなあれがでてくる具体的なこと、みんな隠しているんだけれども、一体何をつかんだんですか、何、あなたのほうで踏み切るときに、何をつかんだ、その踏み切るときにその決断をした一体証拠、あなたのほうで法的にそれをやりよるの何でやつたんですか、それを明らかにしなさいやだめですよ。何でやつたかということ、人間だけ逮捕しておきやいいんやないやうなことじゃだめなんだ、一応逮捕だけしておきやいいんやないで、私も引つ張られる。公判にもかかぬから、それは、そんなことでやられてたまりますか、一体、労働組合の活動を通して、何です、今度の場合は、何をつかんで「あふり」ということを断定したんですか。いまも言うように早めにだね、実態を全面的につかまないうちにやつたということはどういうことですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 何回も繰り返すようで恐縮でございますが、地方公務員法第六十一条四号違反の疎明の資料、証拠が整ったために請求したわけであつて、その内容については、捜査の秘密でございましてので申し上げるわけにはまいりません。

○小林武君 いよいよ出てきたね、捜査の秘密というやつね。私は警察には、捜査の秘密というやつは、これはやっぱり秘密こへ全部出せというわけにいかぬからね、それはやめておきましよう。しかし、捜査の秘密なんて逃げるところがもうすでに怪しいよ、それは、正直言つて、ほんとのこと言つてこの種のものは人殺しや詐欺や、そんなものとは違ふんです。本来ならば、これはばくらの感覚というよりも、国際的な感覚から言つたら、大体こんなことで刑事罰に問われて捜査受けるなんてばかなことないんですよ。世界の持っている国と言われた日本だけこれが横行しているというふうなことはまことにさけないでいよう。そういう一体ものに捜査の秘密なんて何やるんですか。ストライキはストライキですよ。ストライキやるのに、個人の意向でやるわけにいかないわけだ。日教組の委員長が、おれはストライキやりたいからほかのやつ何と言つてもやつてやろうなんてそんなことでできるわけがないですよ、それは。警察よりかまうと民主的な方法で意思決定をやらなさいやならない。文部省よりかまうとみんなの意向というものが確かめられてやらなさいやないけい、こういうことだ。そういう一体たてまえのものに捜査の秘密なんというのは何のことですか。労働組合の捜査の秘密というのは何ですか、一体、――まあそれ聞いてもあんまり答えそうもないから、次に移りますが、私はまあしかしここで、特に、これは、とにかくいままでのことに関連してはいますけれども、これは官之原委員長からも私は聞いたことだし、新聞の切り抜きも見ましたが、日教組は最も悪質であるからというところで、長崎県のこの何だ一番偉いのは、警察の大将が言つたことだ。日教組が最も悪質であるということ、これはどういふことですか。かりに二十四時間ストライキをやれば日教組が悪質であるということになりますか。最も悪質で、そのことについてもう一つ、時間の経済上もありますから聞きますが、県警だとか、その各県の県警ですね、の責任者に対して、あなたたちは強制捜査に踏み切ると、こういう指令が出るんだと思

うんですが、その際は、いまのようなあれで、悪質なもの、日教組である、的をここにしようというような指令を出したとすると、私は想像するんですけれども、これはどうですか。あなたのほうで最も悪質というのはどういふことが悪質なんだ。日教組は隠してやつてゐるわけじゃない。あの中には参加すると言っている、はつきり言っている。どうして悪質なんですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 私のほうは、そういう捜査の中で日教組が悪質であるからこれを取り締まれないということ、これまで言つておりました、各府県のほうでもそういうことは考えておらないというふうな思ひます。どこまでも法律に従つてその捜査を進めていく過程で、日教組のこの地方公務員法第六十一条四号違反を問擬するに足るだけの証拠が集まつてきたのが日教組であつて、いろいろとやつたけれども、ほかのほうは現在の段階ではまだそれを問擬するだけの証拠が集まらなかつたというだけであつて、全く法律的な立場から純粹に考えて捜査はそれぞれの府県でやつておるといふことを御了解いただきたいと思ひます。

○小林武君 県警の責任者に対するあなたのほうの一体命令指導というのはいずれですか、各自かつてにやんなさいといふもんじやないでしよう。この指令も捜査の秘密になりますか。どういふ指令を出したんですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 具体的な犯罪の一件の捜査について警察庁としては各都道府県警察を指揮命令するといふわけにはいかないといふことは、警察法をお読みになれば御理解いただけると思ふんですが、いわば連絡調整という形で、あるいは法律の解釈ですね、判例の解釈、そういうものについては、統一的に指導はいたす場合がございしますけれども、犯罪捜査というものは、やはりそれぞれの本部長が独立して自主的に法律に基づいて判断をして着手するといふたてまえになつております。

○小林武君 たてまえと本音と違ふんでしよう。

そんなこと言うたって、それは私は信頼しませんよ。あなたのほうぐらい全国とにかく伝達のあれのしつかりできているところはないでしょう。文部省なんか遠く及ばぬでしょう。まして日教組も全然だめでしょうな。それはあなたのほうはもう至れり尽くせりできているんです。なかなか答弁もよくできています。これ何か、最も悪質な日教組というように言ったときに、これは県警独自の何とかというところを調査に行つた議員に言っている。こんなところの逃げ口上までちゃんと日ごろ訓練されているわけだが、これは一体責任者というのは、どのぐらいの経験持ったという人なんですか、その県警の責任者というの。

○政府委員(山本鎮彦君) 長崎県警ですか。

○小林武君 長崎ばかりでない。どこでもです、一般的に。

○政府委員(山本鎮彦君) それは、それぞれの県によつて違いますから一がいには言えませんが、でも、大体少なくとも、二十年ぐらい警察の勤務をした人がなつておるといのが実情でございます。

○小林武君 二十年という、これはあれですか、採用の条件はどういうところから持ってきた人ですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 一般的に言えば、国家公務員としていわゆる上級職試験、これを通つた者の中から警察を志望してきた者、その中から選ぶというのが実情でございます。

○小林武君 それ見ればよくわかるんですね。上級職の試験を受けた者、その中からまあ二十年ぐらいのぐらいつとめるといふことになる、警察官としての幹部としての、いわゆる幹部としての表裏、すべてを知つたいわゆる熟練の人だといふことが言えると思ひます。そういう人たちが思わざる発言をして他を激怒させるなんていうことはあり得ないことですね。私は、これは一つの思ひ上がりだと思ふ。議員が来て何ぬかすというやうな態度だと、私は思ふんです。こつちう自信

を警察はこのごろ持つてきたといふことは、これは喜んでいいのか悲しんでいいのかよくわからぬ。むしろ悲しむべき現象だと私は思ふぐらいです。そういう一体あれが民衆の警察であり、主権在民の警察の行き方かといふ問題が一つあることと、今回のとにかく日教組にしばつたやり方といふものは私はとても納得ができません、こつちう思ふんですが、その点についてまず答弁をしてもらうと同時に、あなたは教育現場といふものにこつちう方針をもつて臨んだ、それに対してこつちう配慮をしたか。たとえそのことをやることによつてこつちう事態が起つて、こつちう影響があるかといふこと。これはただししほつてやつたといふこと、それからこつちう効果をねらつたといふこと、これの計算のわからぬやうな警察庁ではないと思ふから、その点ひとつ御答弁願ひたい。

○政府委員(山本鎮彦君) ある本部長の発言によつて議員の方が激怒されたといふやうなことでございしますが、私一々どういふやりとりがあつたか明細には承知いたしません、いすれにしろ、不用意あるいはことが足らなくていろいろなそういう誤解を、あるいは不愉快な感じを与えたといふことになりますれば、この点二十年以上のキャリアを持つた者としてはやはり戒しむべき点があつたのじゃないかといふふうに考へて、この点はわれわれとしても十分反省をしていきたいと思ふわけでございます。

それから、今度の捜査にあたつて教育といふものをどのように考へておるかといふこと、個々のこまかい点については、われわれとしてはもちろん教育上の配慮といふものは十分いたしまして、たとえば学校を捜索するやうな場合でも、こつちう授業時間でないやうな時間を選ぶとか、あるいは参考人に来ていただく場合も、こつちうこまかい点はいろいろと配慮をしている点は御納得いただけると思ふのですが、全般的にこつちう捜索をしてこつちう影響があるかといふことになりますと、われわれとしては、なかなかこつちう影響

まで判断できかねる問題があるわけでございしますが、われわれとしては、ただ、むしろいろんなことを考へないで、純粹に法治国としてその法律のたてまえを守つていくと、こつちう公務員の違法な争議行為を、そのこつちう者に対しては、やはりこつちう法律に従つた刑事罰を問はずべきである、こつちう筋を通すといふことがやはり正しい影響を及ぼすのじゃないか、こつちうふうん考へておるわけでございします。

○鈴木美枝子君 関連ですから一問だけさしていただきます。

警備局長さん、私、陳情を受けましたんですけれども、四月の十三日の土曜日、一時三十分、荒川のことでございしますけれども、都教組荒川支部、それから私が受けたのは普通のおかあさんでございしますけれども、区労働関係者、区会議員の人からも受けましたのですけれど、弾圧に対する抗議に行きましたときに、二階のところから五、六人の警察官の人がピストルを向けたといふことと、新聞に出る前に、すぐにおかあさんと区会議員の人とが言つてくれといふことでございしましたので私はお伺ひするんですけれども、その後どうなつたんですか。犯罪だからピストルを向けたんでしようか。四、五人の人がかつて向けたんでしようか。もしそのことをおそれないやうなものがあつたとしたらものすごい日本の将来の心配がありますね。これは全然共通な問題がありますけれども、公害の患者さんが東京におりますときに暴力団が入つても法律に関係ない警察は何にもしないんでしようか。恐しいことだと思ふんです。ピストルを四、五人向けたといふ方たちに対してその後どういふ処置といふこととが違ひますけれども、こつちう方法をお選びになりましたか、そのことを伺つておきます。

○政府委員(山本鎮彦君) 各警察署においては毎朝点検を行なうわけでございします。勤務につく者について所持品の携帯の状況を調べ、その内容を

点検するわけでございしますが、その中で拳銃点検という項があり、拳銃を出せ、たまを抜けといふやうな形で、拳銃の出し入れを一々上官が点検をして勤務につかせる、こつちう意味でこつちう荒川署においても、その朝の時間にこつちう訓練といひますか、行事を行なつておつた。本来見えないやうな形で屋上でやつておつたはずですが、たまたま何かすき間からこつちうやうな形で見られた方がそのようにとられたんじゃないかと思ひますけれども、これは聞きましたのでさつと調査いたしましたところが、いま申し上げたとおりな事実でございまして、普通の行事として行なつていたわけで、外の人に対してピストルを向けたといふやうな事実は全くございしません。

○鈴木美枝子君 関連質問ですから長い時間持てませんけれども、陳情に來た婦人その他がおそれてきたわけでございしますから、それを見た事実と、あとから言つて、それは朝の訓練だつたと。一時三十分、朝ではございしませんものね、一時三十分でございしますから、それは、四、五人の人がピストルを向けた、威嚇したといふやうなことでありまして、西部映画と違ひますからね。こつちうテレビでやつているギャングのものと違ひますからね。こつちうことにおそれを感じるといふ威嚇のしかたに対しては、朝練習していたといふこととにちがひない。一時三十分といふこの時間に対して、それは間違つてたんだといふ思ひ方こそ民主主義なんですよ。それこそ警察の方たちを信頼することができるといふ、国民の警察であるといふ証左なんですね、時間の違ひ方を説明していただきます。

○政府委員(山本鎮彦君) 私のことは足りなくて、普通朝の点検が多いわけでございしますが、最近には部制でもつて、荒川署は四部制といふことで、一日四回の交代勤務だつて、そのたびに点検行事を行なつていふといふことで、たまたま一時半ごろの交代の組で、その部隊の点検の行事が行なわれたといふことでございします。

○鈴木美枝子君 それがかかりに婦人やそれから陳

も、警察官の人は、いわゆる第一線部隊の名を求めるときもなくひたすらとにかくきびしい勤務を続けてきたという人は、私はほんとうにみんなが大事にしてやらないければならぬなと常々思っておった、接触面があったからね。接触面と言ったけれど、何も教唆扇動したというわけじゃないですよ。いろいろなお世話にもなったり、いろいろな機会もあってそういう人に接してそう思っています。しかし私は、そういう人たちを一番苦しませるのは何かといったら、警察の縦の階級的ね、昔の軍隊までもいいかいいまでも、しかし、いまで

もそれがある。規律の厳肅ということと人間の冷酷さというのがやっぱり混ざってきているんじゃないかという気がするんですよ。規律の厳肅の中にあたたかい気持ちというのが入ってれば、これは厳肅というものも私はある意味で美しく見えることもあるけれども、冷酷とそれから非常にきびしい階級的な上下関係があるということになると、これほどかわいそうなことはない。任務の性格、取入の問題、そういうようなことを考えると、いうと、これは私はいまの民衆に接してほんとうに民衆に感謝されるというようなことをするためには、大いに私は指導する側の反省が必要だと思ふのですよ。私は警察のほうでどういうことをやっているのか、ピストルを操作するのか知りませんけれども、しかしながら、少なくとも、そう

ぬということの中に、第一線の者がはなはだ不心得で、というような言い方は私は言うべきじやない。それはとにかく上にある者が常にそういう配慮をするべきだと思ふのですけれども、その点はどうですか。いまのわが党の鈴木委員の質問に對して非常に心がけてやるべきことだと思ふんですよ。勤務は厳正にやらなければならぬというのはぜひそれでよろしい。しかし、大衆に接するのにはビ

ストルはそれほど必要じゃない。しかしながらそういうものの訓練とか操作について必要ある程度の技術の修得というやつが課せられているとしてもやり方というものがおのずからあると思う。

ばらくいてください。

文部大臣にお尋ねしますけれども、日教組だけが今度強制捜査を警察当局から重点的に受けることになって、日本の教育のためにこれはないへんよ、かたつた、こう思っていらいっしやると思うんだ、どうですか。

（國語大目）（身體語言） 和カヲ普ク目ニシテ

お願いをし続けてきたわけでございます。しかも、不幸にしてこういう事態になりました。まことに残念だという気持ちを抱いております。

○小林武君 残念ですか。いや、またたいへん、かねがね、小づら憎いというか、日教組憎しという感情は相当地分にお出しになる方だから、これ

でやっぱり本望を達したというような気持ちになつたんじゃないかというようなことを考えたん

く日教組に参つたのが二十八年ですから、それからの間に、現在までずっと見ていて、教員を刑事

罰をもつて罰しなきやならぬというような、そういう法律を出そうかというようなことを言つた人は二人だけ——それに執念を燃やした方が、それ

は内務官僚の大達茂雄氏と、それから文部大臣があなたのときにそういう刑事罰の話が出てきた。

暫定法の改正にあたって、あれについて、いわゆる刑事罰を含むという法律を二つうまく組み合

ねして一本の法律に出るのかといふ検討もあつたのか何とかといふ話も私らは聞いている。新聞等にもやややそういうようなものが、一本にするか二

本にするかは別として出ておった。私は、文部
臣の考えとして、刑事罰をもってやるべきだと
言つたのは、大達さん以外には出ないだろう。

と思つておつたところが、今度はあなたの代になつたら、あなたが言つたかどうかしらぬけれど、それが出てきよ。大達さんうまいことを言

たですよ。学校から刑務所に通ずる道をつくるというのが刑事罰だと、こう言った。これはとに

ますから、いかようなものでも御注文によってというふうなことになることも考えられるわけでありませうけれども、私としては、そういうふうなやり方というものは、たいへん日本の教育の上において重大な問題だと、こう思っております。

そのことだけでひとつこの問題は打ち切りまして、それからひとつお聞きしておきたいことがあるんですが、文部大臣。田中総理が中国の教育にたいへん心酔されたのか、毛沢東主席の教育方針を採用するというふうな、いわゆる知育・徳育・何とかというふうなことを盛んにおっしゃって、あなたが直接総理に聞かれたことがあるんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 直接伺ったことはございません。ただ、共產主義の国でも、教育守則とかいった式の教えがあるじゃないか。やはりわが国であっても、何らかそういう教えがあつてしかるべきじゃないかというふうな気持ちを漏らされることは何っております。

○小林武君 そので、ひとつ聞いておきたいんですが、教育というものは、知育・徳育・体育というふうなことはこれはだれにも必要なことですね。思想のいかに問はずだにも必要なことです。しかし、その知育・体育・徳育というものの中身になるといって、どんな人間をつくるかということによって変わるわけですね。私は、まあここで何も田中総理の言っていることに、田中総理でないあなたに言うというのはおかしいと思つて、文部大臣だから申し上げたい。あんまり論理の一貫しないようなことは、これ人を惑わすことになると思う。何かの新聞にも書いておりましたけど、知育・徳育・体育と言つたけど、そのあとの中国の教育をしようとする国民は一体何だという点については何にも書いていない。何にも書いていないんだと、こういつて新聞が冷やかしの書いている。まさにそのとおりだと思つて、その場当たりの御都合主義みたようなことを並べ立てるようなことは、これは教育のためには百害あつて一利なしだと私は思う。片っぽうにおいて

は、教育に対する干渉をさげんやうておいて、片っぽうでは中国の知育・徳育・体育なんということをやうて、これはおれと同じ意見だということなことを言つたつて、それはだめだということです。もつと真剣に日本の教育を考へるといふことになつたら、日本人同士ですから、政党の立場の違いも越えたような議論を煮詰めて、ものをやるといふような、そういう考へが先に立たずに、選挙の争点にして参議院で有利にするかなんというそんなけちな根性でやうていふような新聞の記事がほんとうであるならば、私は文部大臣としては、ひとつ相当のやはり日本の教育のために発言があつてしかるべきだと私は思うんだけど、よくわからぬから、見ているといふと、田中さんとは一番のウマが合つていふような氣もする、こう思うんだが、これはどうですか、一体。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育問題を参議院選挙の争点にするんだというお話、たびたびおっしゃつておられますが、私はいまだかつて聞いたこととございませぬ。ただ国民にとつて、物価問題でありますとか、教育問題でありますとかといふことが、今日の最大の関心事になつていふ。これは私は事実だと思つて。したがひまして、それなりに私たちは教育をさらに充実振興させるために真剣に政策を考へ出していかなきゃならない、こう思つていふわけでございます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねをしたいんですが、この最高裁の大法廷において国家公務員や地方公務員、いわゆる公務員関係のこの憲法二十八条にからまる判決が二つあることを御存じだと思ふのです。違ひといふようなもの、どうお考えになつておるか。あなたは前のいわゆる東京都教組事件の判決のときはあの判決の趣旨に従つてあれですか、その二つの判決が出てあなたの見解といふのはどうですか、その間に大きな差がございませうか、いや全く同じだとお考えですか。その点をひとつお尋ねしておきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃっているの

は、四十四年の都教組事件についてですか。

○小林武君 そうです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 最高裁の判決と昨年の農林関係の警職法にからまる事件の判決の二つだと思ひます。前者につきましては刑事罰を適用する場合に、ストライキによつて起こした影響、その程度、言いかえれば、ストの規模、態様等とあわせて考へて適用のいかに決すべきであるという趣旨であつたように思ひます。それに対して昨年の判決はそれと区別しようとするところに今日の混乱があるんだといふような多数意見もついております。全面的に現在の法律どおり適用してしかるべきものだといふ判断が下された、こう思ふわけでございます。私自身四・二五判決、これを読みまして非常にすっきりした考へ方だなあといふ気持ちを従来から持つておるものでございませう。

○委員長(世耕政隆君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま若林正武君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○小林武君 その間において、そう変わったことについてのあなたの感想といふのは、前のが間違つていてあのが正しいといふ、そういう判断ですか、いまの感想ですと。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法が公務員は「全体の奉仕者」だと書いてあるわけでございますけれども、その「全体の奉仕者」だといふものは、私は積極的に国民全体の利益を増進していく責務を負つていふ存在だと、こういう趣旨だと思ふのでございませう。そう考へていきましたと、公務員が使用者である住民に迷惑をかけるストライキ、これはやっぱりあるべき姿ではないんじゃないだらうかなと、こう考へるわけでございます。単に国民全体の利益を阻害するようなことをしてはいけないといふことでなくて、積極的に国民全体の利益に奉仕する存在、それが公務員の姿ではないだらうか、こう思ふのでございませう。積極的に国民の

ために尽くさなやならない性格のものがストライキをやつて迷惑をかける、これはやっぱり立法政策として認めないという判断を下すことは何ら憲法に私は触れるものではない、こういう考へ方をしているものでございませう。

○小林武君 ちよつとあなたのあれが、書類をさがして聞いて聞きのがしましたからごんべんを願ひたいのですが、私が聞いているのは、あの判決によつて——あなたの話聞いていると、私の受け取り方は、あとの判決によつてまともになつたと、平たいことは言へば。前の判決といふのは、いわゆるあなたの憲法観から言つて、うまくなかつた、こういふふうにあながおっしゃつていふふうには聞かぬのでございませう、違ひますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法の条章等から判断をいたしました、四・二五判決、これが非常にすっきりしている、こう考へていふわけでありませう。前の判決では非常にあいまいな点があるといふような理解のしかたを私自身しておりますことは、先ほどお答えを申し上げたと思ひます。

○小林武君 今度、また大法廷で、大体前の判決のような、もつとそれを上回るようなものが出てきた場合、同じようなものが出た場合、あなたはそれ際何か、国家公務員、地方公務員の上に立つ立場におありになつたら、そのときは、どうなりませう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 要するに、これは立法政策の問題だと思ふのです。法律にきちつと、こういう場合には刑事罰を適用しますと書いていふにかかわらず、規模、態様のいかによつてそれを適用したり、適用しなかつたりするんだといふような四十四年の最高裁判決は、私はただけなような感じを持つていふわけでございます。今後、国会におきまして、スト権についてどういふ立法政策をとられるか、それによつてまた変わつてくることとございませうけれども、現在の法律の諸規定といふものは、何ら憲法に触れないと考へておるわけでございます。したがつてまた、いま

の法律規定をそのとりに解釈適用できないんだと、規模態様のいかんによって刑事罰を適用するか、適用しないかということを含めていくんだと言われたんじや、ほんとうに私は混乱が起こつてしまふ、そう思うわけであります。昨年の最高裁の判決におきましては、多数意見をわざわざそういう意味でもくつつけていようございまして、四十四年の判決のようなことを言うておつたんじや、行政的にいろいろな混乱が起こつてくることはやむを得ない、現に混乱が続いていて、こういうような指摘もしているわけでございまして、私も同じような気持ちを抱いておるわけでござい

ます。

○小林武君 しかし、具体的には司法権は独立しているわけですから、あなたの、独立しているかどうか、まあちょっと心配な点もないわけじやありませんけれども、私も全然まあその面のしろうとでございませうけれども、ちよつとの間、裁判官訴訟委員というやつをやつた中で、いやこれはむずかしいものだといふことを骨身にこたえるぐらい、また問題の多いときでございまして、裁判官を訴追するかとか、しないかとか、あるいは裁判官を再任するか、しないかとかというやうな問題の渦中の時期でございまして、たいへんなものだと思ふ。しかし、あなたのような考え方というの、これが為政者としてあるといふことはどういふことになりませうかね。好ましくないといふことになる、これはたとえば最高裁の判事を任命するときは手心をするといふやうなことにまなりかねないといふやうな感じもするのですけれども、そんなことは、どう思ひますか。一体、裁判官がだれにも干渉されることなく、自分の信念に従つて、法の上に立つてやるというやうな、そういう考え方というものは、これはあなたの考え方の中では認められない考え方の方ですけれども、いかがなものでせうか。文部大臣のこのお考え、もう少し聞かしてもらひたい。あなたの考え方はやっぱりあつたかと思ふ、いい判決が出たと思つて

いるかしらぬけれども、私は違つたほうですから、

ようやくまあまともに近いものになりかつたと思つたらまた変わった。しかし、それ以上のものを、ひとつ私は別なものをひとつ感じてゐるので、それはあとで言ひますけれども、どうですか、くどいようですけれども。

○国務大臣(奥野誠亮君) 裁判所は法令審査権を持つてゐるわけでございまして、法律が違憲だと思へば、それなりの判断を下すことは何ら差しつかへはないと思ひます。そういうことになれば、その判決が優先すると思ひます。いづれにいたしましても、現実の法律規定といふものと、最高裁の判断といふものとが食い違つたやうな場合は望ましくない、こう考えるわけでございまして。したがひまして、最高裁の判決で確定していきまふ場合には、当然それに合つたやうな法律規定に改められてしかるべきであらうと、こう考えるわけでござい

ます。

○小林武君 まあ、あなたの考え方はとにかく、あれですな、司法権の独立といふことについてはかなり疑義をお持ちになつてゐる。独立よりもやっぱり自分の方向に近づけたいといふ、そういういわゆるタイプのものの考え方と思ふ。

そこで、警察庁にお尋ねいたしますが、もし前の都教組裁判、全通のあの裁判等にあつたら、今度の捜査といふのはできましたか、どうです。

○政府委員(山本鎮彦君) まあ、それは非常にあれでございませうが、われわれとしては、今度の捜査といふのは、四・二五判決の趣旨に従つて運用をしてまいつたといふことをお答え申し上げま

す。

○小林武君 そうしますと、前の判決でございませうといふと、憲法二十八条の關係でできなかったといふことになりませうか。はつきりするためには、できなかつたか、こゝ言つてもらつたほうがはつきりますから。

○政府委員(山本鎮彦君) 私ども、実は、その四・二五判決の趣旨に従つて、いわば捜査のいろいろな問題を考へておつたわけでございまして、前の四・二判決といふものに基づいた検討といふものは

は実はいたしておりませんので、その点、お答えする準備ができておらないわけでございませう。

○小林武君 そんなこと、あんなだめだよ。それはそんなことを言うたらいかぬですよ。警察官といふものは、警察といふものは最もわれわれの生活に密着してゐるから、私らのやうなもので警察官に一つの感じを持つてゐる。何は社会党だつて、警察なくなつてもいいなんて考へてゐるわけじやないですか、警察なくなつたらたいへんだ。私は警察官といふものは民衆の味方としてせむいも公平にやつてもらひたい。だから、あなた、そういうことを言わないで、前の最高裁判決だつたらやれなかつたでしよう、私は言つてゐるんだから、あれであればちよつとしり込みしますとかなんとか言へばいいのですよ。

○政府委員(山本鎮彦君) やはり、法律の検討、その判例に基づくこまかいいろいろな問題についてしさいに検討しない、簡単に適用できる、できないといふふうには、この場で言うことはできないといふことを先生よくおわかりだと思ふんですが、そういうことで、その点については私、残念でございませうが、お答えする立場にないわけでござい

ます。

○小林武君 あんまり私をしろうと扱いにしてもらいたくないんだな、わかつてゐるでしようけれども、あなた、私が言つてゐるのは、単なる二十八条の問題だけ言つてゐるわけじやないけれども、結局、こゝで二十八条のことを言つてゐるのは、問題点は何かといふことなんだ。いわゆる二十八条をどう見るか、公務員の場合、地方公務員の場合、どう見なされるか、そういうことが前は違つてゐるんだから。だから、文部大臣はその点は、反対だけれども、すつきりしてゐるところもあるね。やっぱりいまのほうはよろしいと、こゝいうことを言つてゐるんだから、あなた、警察官だつて別にそんなことを避けることないでしよう。あなた、いいとか、悪いとか聞いているんじゃない。やれなかつたらうと、こゝう言ふんですよ、やれなかつたらうと。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、四・二五判決に基づいて捜査を進めたわけでございまして、四・二判決の立場からのしさいな検討といふのは実はいたしておりませんでしたので、この点について、どうこうといふことをこの場ではつきり申し上げられないといふことを繰り返して申し上げませう。

○小林武君 どうも片岡さんの質問にははつきり

答えて、私にははつきり答えてくれないのはうらみ

でもあるかね、あなたは私に。さつきは両方考へて

やつたと言つたでしよう、あなた、私のときになつ

たら、がんとしたものを言ふわけだ、これは、これはどういふわけですか。こんな片手落ちなことをや

ちやいかにうすよ。(笑)あなた、笑い話じやな

いんですよ、ほんとうに。それでしよう。私はこ

ういふ問題こそはつきりしなければならぬことで

すわ。

私は、吉國さんに、忙しいといふのにきようは

どうしても来てもらひたいと言つたのは、あまり

私に都合のいいやうなことを言ふわけだけれど

も、それでも法律のことだからね、これは、どう

ですか、それ言へませうか、あなた。言つたらた

いへんだといふのなら、あなたのいろいろなことを考へて私も悪追ひはしませんけれども、私はそれ

ではおさまらぬことだと思ふのですよ。これは少

なくとも、労働者のほんとうに一生にかかわる問

題なんです。それも一人や二人の犯罪の問題じや

ないんです。そして、しかも、前のやつとあとの

のやつのは違ひはたつた八対七で、一票違ひでやつたといふのですね。そのことも知つてゐるでしよ

う。なかなか一票違ひでやるというやうなことは、

一票差で勝つたといふやうな場合には、勝つたほ

うもやつぱりある程度遠慮しいしい相当七票の言

うことも聞いてやらなければいかぬといふのが、

これは世の中の常です。この点どうですか、どう

しても言ひにくいのですか。

○政府委員(山本鎮彦君) この四・二判決につい

ては刑事罰で論議する場合も、いろいろな制限、

いわゆる二重しほりですか、そういう問題があつ

た。

て、それもまたこまかく分かれておるわけでございますので、そういう問題について、今回の争議、これを適用してしまいに検討してみなければその結論は出ない。われわれとしては、現在までのところ、昨年の判決の趣旨に従って捜査を進めてきておりますので、その点についての詰めをしておりませんので、ここで無責任なお答えはできないということでも申し上げたわけでございます。

○小林武君 ちよととっておきましよう、まだお帰りにならないように。

吉國法制局長官にお尋ねいたしますが、この二つの判決の間には、大きな開きがあると思うのです。二十八条に限って、二十八条の労働基本権、これが、たとえばいま日教組が出ましたから日教組の問題としてやった場合には、たいぶ大きな違いがあるでしょうがね。あなたはさっきのあれから言っていると、どっちがいいとか悪いとかということはい言いかねるけれども、違いがあることだけは言ってもらえると思うのだけれどもね。

○政府委員(吉國一郎君) いわゆる都教組判決と昨年の全農林判決とに違いがあることは、そのとおりでございます。

○小林武君 違いがある。どういう違いがあるかね。それから具体的には、今度の日教組の大捜査というようなことは、これは政府に關係のないことでもございせんから、これらについても、言及してあなたの法律的理解を、「委員長」と呼ぶ者あり(いやいや、長官言いなさいよ。あなたが長官よりえらいというなら別だけれどもね。

○政府委員(吉國一郎君) その前に、最高裁の判決についての考え方でございますが、これは申すまでもなく、憲法第八十一条で、「最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所である。」ということがございます。この規定がいわゆる違憲立法審査権と称され、まあ広くは法令審査権といわれておるとおりでございます。その規定で従来でも法律そのものが憲法に違反するといわれた判例は非常に数えるほどしかございませ

ん。ただ、全通中郵事件から始まりまして、一連の昭和四十四年の都教組判決に至りますまでの最高裁判決では、何と申しますか、平たく申せば一定の適用の条件と申しますか、適用の態様によって一定の法条が、法律の条文が憲法に適合すると、適用のしかたによっては憲法違反のそりを免れないというようなことで、この都教組判決では地方公務員法三十七条の規定が全面的に争議行為を禁止している。その争議行為をおおる等の行為について全面的にいかなる行為であっても、これに對して刑事罰を科するんだということであれば問題であるという言い方をしております。それ

の点のいわば限定を取りまして、これは地方公務員法ではございせんが、国家公務員法について争議行為の禁止を全面的に適用するといっておるところが根本的な違いであると思ひます。その点について、先ほど御指摘もありましたように、多数といつても八対七ではないかというお話、それはまさにそのとおりだと思ひますが、その八対七の内容もいろいろこまかく意見が分かれておりまして、最終的にああいふ判決になったと思ひます。私ども、法制局といたしましては、昨年の判決が出ますまでは、もちろん、全通中郵判決なり仙台の全司法の判決なりあるいは都教組の判決なり、最高裁の判決を司法権の最終判断として受けとめまして、それに従つてあらゆるものごとを考え、処理してまいつたわけでございますが、これを明らかに変更するような昨年の四月二十五日の判決が出まして以後は、この判決もまた最終的な判断として、これに従つて行動しているわけでございます。憲法は先ほど御指摘のとおり、三権分立でございます。司法権はいわば独立をしておりますのでございまして、行政府といたしましては、司法部の、それも最高裁判所の大法廷の最終的な判決には当然服すべきものでございまして、何回も申すようでございますが、昨年の判決が出ますまではそれまでの判決を尊重して、これによつてものごとを律し、昨年の四月二十五日の判決が出

まして以後は、これによつてあらゆるものごとを考え、処理してまいらうという態度で一貫しておるつもりでございます。

○小林武君 私はいま長官のおっしゃった最高裁の大法廷における判決の威信の問題、この問題を私は、あなたが専門家にいらしたいへんわかりやすい説明をいただいているのとおり、これは、非常に大きな変り方です。そうでしょう、「憲法二十八条は、いわゆる労働基本権、すなわち労働者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利を保障している。」これは「憲法二十五条に定めるいわゆる生存権の保障を基本理念とし、労働者に対して人間に値する生存を保障すべきものとする見地から、一方、憲法二十七条の定めるところによつて、労働者の権利および労働条件を保障するとともに、他方で、憲法二十八条の定めるところによつて、経済上劣位に立つ労働者に対して実質的な自由と平等とを確保するための手段として、その団結権、団体交渉権、争議権等を保障しようとするものである。」という、こういうふうな、二十八条のことを書いて、そしてこのことについて、まあ中をはしよつていふと「これらの規定が、文字どおりに、すべての地方公務員の一切の争議行為を禁止し、これらの争議行為の遂行を共謀し、そのおし、あおる等の行為以下、あおり行為等という。すべて処罰する趣旨と解すべきものとすれば、それは、前叙の公務員の労働基本権を保障した憲法の趣旨に反し、必要やむを得ない限度をこえて争議行為を禁止し、かつ、必要最小限度にとどめなければならぬ」との要請を無視し、その限度をこえて刑罰の対象としているものとして、これらの規定は、いづれも、違憲の疑を免れないであらう。」と、こういつているのです。今度は堂々とやれるような判決になった。私は最高裁の大法廷における判決というふうなものが、この間、何年たつていますかね。何年ですか。課長さんどうですか。何年たちましたか。

○政府委員(角田礼次郎君) 四十四年と四十八年

でございますから四年でございます。

○小林武君 これらの重要な大法廷の判決が、たつた四年でぐんぐり返る。そのぐんぐり返つたところで大強制捜査を実施する、こういうことが、いまやようやく財政的にも経済的にも世界の先進国らしいものにならうとしている日本の国の中に、こんなことではないのだからかと、私は思うのです。司法権の混乱ではないか。どうですか吉國さん、下級裁判の中において前の、違憲の疑いがあるというあの都教組裁判のような決定をしているものが相当あつたでしょう、いままで。ありませんね。そういう裁判をしている裁判官もある。しかし、その裁判官があるということは、幾つあるかひとつあとで教えてもらいたい、そういうものがあるということ、それが大法廷で消されたとしても、こういう重大な問題がそう簡単にやられたらたまらぬでしょう。私はまあ法律はあまりよく知らないからあれですけども、憲法第十章の最高法規というところに、九十七条は私はたいへん好きなんです。この憲法が日本国民に保障する基本的権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」という、これは私はたいへんこの基本的権利の重さというものをいつているのだと思ふ。最高法規九十八条、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」こういつている。私の読み方をもつてすれば、しろうと読みをもつてすれば、この十章の最高法規というものに書かれた基本的権利という問題を考えたら、しかも、これはもう「現在及び将来の国民に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」ということを書いてあるならば、四年に一ぺんずつ変えられちゃたまらない。私はこのあたり、また別の今度判決が最高裁のあれが出た。戦後の日本国憲法ができてからそんなに動揺するようなことで、

国民が簡単にこの刑事罰にかけられたりなどして
たまるかということになるわけですから、これに對し
て吉國法制局長官は、当たらずさわらずの答弁とし
て、どういふ答弁がありますか。

○政府委員(吉國一郎君) まず、先ほど御指摘の
ごさいました憲法第九十七条の基本的人權の本質
に関する規定、これが憲法の第十一條の規定、あ
るいは第十二條の規定と相まちまして、日本國憲
法の三つの大きな原則とも申すべき平和主義、民
主主義及び基本的人權の尊重、そのうちの特に基
本的人權の重いゆえんについて深く思いをいたし
て規定したものであることは、小林委員のおっしゃ
るとおりだろうと思ひます。憲法第十一條にもご
さいますように、國民は、すべての基本的人權の
享有を妨げられない。この憲法が國民に保障して
おります基本的人權は不可侵の永久の權利とし
て、現在の日本國民のみならず、将来の日本國民
に對しても与えられるということ、厳然と規定
したものであると思ひます。

それから、第二の問題でございまして最高裁判所
の判例の問題でございしますが、これは、まさに司
法權の獨立にかかわる問題でございまして、私
も行政府といたしましては、司法權のあり方につ
いて何ら批判をいたすことは許されておられませ
ん。それこそ、憲法の精神に従ひまするならば、
司法權の行なうところが尊重して、それに從つて
行動をとることが行政府としてとるべき態度であ
らうと思ひます。もちろん、立法院におかれまし
ては、司法府の行なうことについて、これをさら
に高い見地から、國權の最高機關として一定の批
判をされまして、行動に出られることはあり得る
と思ひますけれども、私も行政府といたしまして
は、立法權を尊重すると同様に、司法權を尊重
いたしまして、司法權のあり方について、それを
そのままに受けとつて、そのある姿を尊重して、
ものごとを考慮、処理してまいらうというのが行政
機關としての立場であると考えております。

○小林武君 法制局長官としては、前半のほうはた
いへんあれだけれども、おしまいのほうになると

だいたひ、なかなか言にくいということとはよくわ
かります。だからもう、私があなたに無理なこと
を言う氣持ちはありません。ただ、私は、やはり
同じ國のことを思ふという立場からいへば、大法
廷の判決なんというものが簡単に、ほんとうに三
四年で変わるというふうなものになつたら私は、
これは國情の不安定なものをあらわすことであ
る。それを見方を変えて言へば、それは、裁判官
がけしからぬという考え方があることは、訴訟委
員会の中に十分承りました、いろいろな訴え
があつて、しかし、それで済むものなのかどうか。
私は少なくとも、労働運動にしろ、何にしろ、平
和運動にしろ、わが國が、文部大臣のようになら
んとして、よりよき國際人として將來わが國を展
展させ、わが國民もまた、それに大きな貢獻をし
ようというならば、私はやはり、それに應じたも
の考え方というものをやっておかないといふと、
私はほんとうの信頼というものはできないとい
ふ立場をとる。どつちに近いかといふたら、私
は、単純な割り切り方をすれば、どうもあとのあ
れは後向きなほうだし、前のあれのほうが前向き
である、こう考えています。しかし、そのところ
は、皆さんの考えは聞いたからあれですけれども、
文部大臣、こういう司法權の獨立というふうなこ
とは、口の問題じゃないということ。われわれが
口でもつて司法權の獨立を言う前に、真に司
法權の獨立の中でほんとうに國民のための判決を
するといふことが最高裁判所においてはとにかく私
は必要なんだと、下級裁判の裁判をぶちこわして
いって、最高裁判所がどんなあれをやつても、日本
のこのこれからの將來は決して安定してはいか
ない、こう思ふのです。文部大臣は國務大臣として、
あとの判決のほう都合がよろしいというふうな
あなたの考え方よりもと抜け出た、日本國の將
來を見通したような、教育の総元締めらしい感想
をお持ちなのかどうか承りたい。

それから、警察庁のほうにも申し上げたい。人
間を罰するといふようなこと、刑罰をもつて罰す
るといふようなことは、私は、人間としては最も
つらいことをやるのです。そのつらいことをやる
のに、ネコの目の変わるがごとく変わるといふよ
うなやり方はとるべきでないといふことを感じま
す。幾らそれが警察であつても、しかし、今度私
が感じましたのは、地方公務員、國家公務員の中
で、日教組にしばつたといふことは、ある意味で
は全部やつつけるよりか、一つぐらいやつつけ
ておいたほうがいいんじゃないかといふようなこ
とを考えてやつたかといふ、まあ遠慮したいなも
のがあつたのかと思ふけれども、これはまあ悪い。
みんなやれといふんじやないですよ。そういうあ
れでは、私は警察権といふもの、これは警察と
いふものも非常にむずかしい立場のものだと思
ふ。思ふけれども、少なくとも、この民主主義の
社会の中において、憲法の中に書かれたようなこ
とぐらひは守らなければならぬといふことだけ
は、ひとつ肝に銘じておいてもらいたいと思ふ。
しかし、このことはここで決着をつけて、いやこ
れからそうそうしめますなといふことを皆さんも
答えられないことはよくわかつてゐる。わかつて
ゐるけれども、國の重大事であるといふこと、立
場の相違とかなんとかの問題じゃない、人間の追
求するその理想をうたい上げてゐるこの憲法につ
いて、特にこの人權の問題に關して、日本國民は
えりを正して、やつぱり向うをしなければならぬと
う思ふのです。

○委員長(世耕政隆君) 質疑のある方は御発言を
願ひます。

○加藤進君 法制局長官の御都合もあるようです
から、最初にひとつお聞きをしたいと思います。
すでに奥野文部大臣が衆議院でも、参議院の文教
委員会でも繰返し触れておられますけれども、
教員ストの処分について、御承知の地方教育行政
の組織及び運営に關する法律の第三十八條第一項
の解釈について、次のように言つておられます。
処分に対する教員の内申を市町村教育委員会に求
めても提出しない場合も一定期間を置いてから
は、都道府県教育委員会の判断で、処分に踏み切

れるのではないかと考へる。この見解について法
制局長官とも相談してゐる。また相談したいとい
ふような話を聞いたわけでごさいますけれども、
法制局長官はどのような形でこの相談に乗られた
のか、法制局として、文部大臣から正式のいわば
相談を受けられたのかどうか、この点をお伺いし
たいと思ひます。

○政府委員(吉國一郎君) この地方教育行政の組
織及び運営に關する法律の第三十八條第一項の市
町村教育委員会の内申の問題につきまして、これ
はまだ本年度の予算が衆議院で審議されていた間
だったと記憶をいたしておりますが、文部大臣か
ら非公式に御相談を受けたことはございします。県
費負担教職員の任命權の行使につきましては、市
町村の教育委員会の内申を待つて行なうべきもの
でございしますけれども、これは市町村の設置をい
たします学校に勤務をする県費負担教職員の人事
行政につきまして、都道府県教育委員会と市町村
教育委員会とが協働關係に立つて、円滑な行政を全
うしようといふ趣旨のものでございまして、合理的
な理由がございしませんのに市町村の教育委員会が
内申をしないといふような場合に、いかなる場合
でもありまして、都道府県教育委員会が一切任命
權を行使することができないといふふうな解すべ
きかどうかと、その点については、一切任命權を
行使することができないと解することは無理なん
で、場合によつてはその任命權を行使する場合も
あり得るのではないかとといふようなことを文部大
臣にお話ししたような記憶がございします。その後、
事務当局間で詳細に打ち合わせをいたしましたよ
うなところで、現在でも文部省と私どものほうの
第一部と打ち合わせをいたしておるはずでござい
ます。文部大臣としては、私のいま申し上げまし
たような考え方を基礎に置いておそれる答弁を、
文部大臣としての答弁をされたものであらうと思
ひます。なお、非常にこの問題はむずかしい問題
ではございしますけれども、きわめていかなけれ
ばならない問題であることは明らかでございします
ので、なお、よくしさいに検討をいたしまして、

的確な結論を出してまいりたい、かように思っております。

○加藤進君 それでは、今日までの法解釈はどういう解釈であつたでしょうか。

○政府委員(吉岡一郎君) その点につきまして、文部省から都道府県の教育委員会方面あるいはその事務局に対して正式な通達と呼ぶべきかどうかはわかりませんが、解釈通達のようなものを出してあります。そこでは第三十八条の第一項で「市町村委員会の内申をまつて」というところは、いわば内申があつて初めて処分ができるんだということをやいままでは指導しておられたように聞いております。

○加藤進君 その点ではおっしゃる通りに、通達がこういうふうに出ています。「法第三十八条に規定する県費負担教職員の任免その他の進退に係る市町村委員会の内申に対し、」――「都道府県委員会は市町村委員会の内申をまたずに県費負担教職員の任免その他の進退を行うことはできない」と、その点について法制局としては、これはやはり通達は「できない」と解釈するのが正しいと、こういうふうにお考えになるのかどうか。

○政府委員(吉岡一郎君) 法律が予想しておりますような通常の事態におきましては、まさにこの通達にございまして、市町村教育委員会の内申をまつて、そこで県費負担の教職員の任免その他の進退を行なうべきことは、これは文字どおりこの法律の規定を解釈して、さような解釈が立つことはむしろ当然であらうと思ふ。しかしながら、法律はあくまでこの三十八条の規定したゆえんのものと考えてみますならば、市町村の学校に勤務をいたします市町村の県費負担教職員につきまして、その前の第三十七条の規定によりまして、任命権を都道府県の委員会に属しめ、なお都道府県の委員会が任命権を持つけれども、いわば現場に近い市町村の委員会の意見を参考としながら、その任命権を行なうことが法律の所期するところである。それが望ましい結果が生じるであらう。

うということ、いわば市町村の委員会と都道府県の委員会とが相助け一つの行政を実現してまいらう、そういうことでできておると思ふ。

都道府県の委員会も一定の権限を持つて動くと同時に、市町村の委員会も、その第四十三条にございまして、県費負担の教職員の服務を監督するよう、そういうような権限を持つております。市町村の委員会は実態に明るいところから内申を行なういわば義務を持つておるわけでございます。市町村の委員会の内申というものによつて実態が明らかになつて、その実態の上に乗つて都道府県の委員会が行動するということが法律が予想した順当な姿である。ところが、ただいま問題になつておりますような事例では、これは文部省からの話でございまして、都道府県の委員会が同法の第五十四条の二項によつて、二項にかながみても当然内申を出すように懲懲することはできることであると思ふますが、一定の案を示して内申を求めたところが、それに対して市町村委員会としての内申がないという場合においても、一切都道府県の委員会が第三十八条第一項の規定の文字どおりの解釈によつて行動できないということにいたしましたならば、この市町村立の学校の教職員の人事権の円滑な運用が阻害されるではないかというのが私どもの考え方でございます。

市町村は、そういう場合に、どういふふうに通達府県の教育委員会は行動することができるといふことは、先ほど申し上げましたように、諸般の規定のしかた、そのよつて立つ実態というものをよく検討いたしまして、市町村立学校の教職員の人事権が円滑に行なわれるように、しかも、第三十八条の市町村委員会の内申をまつてという法意も生かすように、その間に規定の全体の整々たる調整をはかりながら、解釈をやつてまいらなければならぬ。あくまで、申し上げますように、この規定は、市町村委員会の内申をまつて県費負担教職員の任免その他の進退を行なうといふのは、これはもう原則であることはもうあたりまえでございます。しかし、これが法律が所期して

るような、予想しているような事態とは違つたような事態の場合にも、このとおりやらなければならぬといふことになれば、市町村立学校の県費負担の教職員の任免その他の進退が宙に浮いてしまふといふことは、また、法律の規定を的確に実施するゆえんでもないのではないかと懸念でございます。その懸念からして、そういうような問題が起つてまいりまして、先ほど申し上げましたように、文部大臣から非公式に御相談があり、それによつて事務局間でたゞいま打ち合わせをしていられる段階でございますので、的確にこうであるといふところまで申し上げられませんか。はまことに遺憾でございますけれども、内申がないあらゆる場合に、一切都道府県の委員会は行動できないといふことは、この法律の意図するところの場合によつてはたがうこともあるのではないかと、ただいままでの私どもの考え方でございます。

○加藤進君 長々と御弁解いたしてお聞きしましたけれども、私が一度お聞きしたいのは、それは、法制定当時国会においてもこの法案についての審議が非常に深くやられたと思ふんですが、そういう中において、法制定当時は、市町村教育委員会からの内申がこないなどというふうな事態は予想しなかつた、こういうふうないわばあなたのお話の論拠といふんですが、そういうことが予想されていなかったんだという根拠といふのは、一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(吉岡一郎君) これはあらゆる行政について言えることでございますが、行政機関がいろいろ全体が有機的に組み立てられて、もちろん、内閣を頂点として中央では各省があり、各省に府があり、局があり、また付属機関があり、国の機関の地方支分部局といたしましては、種々のあるいは管区単位あるいは都道府県単位の部局があり、また、地方の行政につきましては、都道府県、市町村それぞれ組織を持つて、整然と行政機関が組み立てられております。その行政機関は、各省の設置法あるいは地方自治法なりその他の

規定によりましてそれぞれ一定の職務を与えられ、一定の権限を行使するようにできております。そこで、このような行政機関が一定の職務権限を持つて行動するといふことは、法律が当然そのような職務権限を行使することを予想してできていられるわけでございます。その職務権限がある個所において停滞をいたしたと、職務が完全に遂行されず、あるいは権限が適正に遂行されないといふ場合に、国民の側からいましては、行政不服審査法なり行政事件訴訟法なりによつてそれを是正する道がございます。また、行政の内部におきましては、中央機関同士でございしますならば、指揮監督権を通じてその是正がはかられる。ところが地方公共団体と中央との関係あるいは中央におきまして、独立的な委員会と政府との関係等においては、必ずしも直接的な矯正手段、是正手段が設けられておらないような場合もございます。

そこで、このような矯正手段が設けられておる場合は、その矯正手段によつて当然矯正をすべきであり、また、矯正手段が設けられない場合においても、法律的な矯正手段なり是正手段によらないで、できるだけ行政の目的実現にあらゆる努力を払うべきでございますけれども、法律の規定の上で、たとえば甲という機関と乙という機関が協力をして一定の行政目的の実現をはかるという場合に、甲なり乙なりの機関がその権限の正当な行使をいたさず、あるいは職務を遂行しなかつたという場合に、それでは甲、乙協働で一定の行政目的を実現しようといふ法の達成しようといふ目的は失われるわけでございます。その場合においていかなる手段をとるか。これはよく比喩として申し上げてあるいは誤解を招くといへないかもしれませんが、一昨年あたりまではよく暫定予算が成立しなかつた場合にはどうするんだと、まあ本年も十日間の暫定予算を御議決いただくようお願いをいたしまして、四月一日から十日までは暫定予算が有効であつたわけでございますが、その暫定予算が成立しなかつたらどうなるかといふような御質

間があつたことがございます。法律の、これは憲法でございしますが、憲法の予想するような事態、最終的にはそれじやどうするかということになれば、これは規定をすれば幾らでもいろんな規定をしなければなりませんけれども、一定の範囲以上はおのずからその機関の構成員である者の良識によつて行動することが予想されている。憲法にしろ、法律にしろ、そういうものであらうと思ひます。で、この第三十八條第一項の場合も、市町村

を聞いているのじゃないんです。法制局長官に聞いているのは、事実そういうことがあったのかどうか、その証拠がありますかと、この点だけをお聞きしているですから、あるならある、ありませんならありませんでけっこうです。

○政府委員(吉岡一郎君)　そういう事態を予想していなかったという証拠はないと思います。予想しておりませんでしたから。

○加藤進君　けっこうです。

て処理せざるを得ないじやないかと、積極的な意思表示もあるし、黙示の意思表示もありましょうというようなことを昨日お答えをさしていただいたとおりでございます。

○加藤進君 長官にはもうお帰りのいただいてもけっこうです。

文部大臣、内申書が出ない、内申書を出してほしい、出せば処分もできるのに、こういう文部大臣やあるいは都道府県教育委員会の切なる意向が

対応策ではない、こういう趣旨のお話があったわけでありませう。現にまた市町村が困っておられる。日教組の方々が内申をすべきでないということと、市町村に対しては強い圧力をおかけになる。そういう圧力のもとでは市町村もなかなか内申を出しにくいというような、いろいろな雰囲気も実はあるわけございまして、そういうところから、一部の方が言われますと、早くやるべきだ、こうおっしゃる、やれない、そういう場合には、やっ

の委員会が申すところ、市町村の委員会に市町村立の学校に勤務をする教職員について常時服務の監督もいたしておるわけでございまして、いかなる任免その他の進退が行なわれるかということについての確な意見を持つておるはずでございまして、その的確な意見を都道府県の委員会に反映をいたし、そこによって法律の所期する任免その他の進退が行なわれるはずでございます。それが行なわれないような場合にどうするかというのがただいまの問題であるわけでございまして、その

そこで私は、文部省見解についてたまたまわけ
でございますけれども、文部省の通達もまきわ
めて明確にこの法解釈についての文部省見解を示
しておるわけであります。なお当時また、今日も
文部省の高官である木田宏氏も、これはすでに前
回でも触れられましたけれども、内申書なくして
任免等を行なうことは違法だと、こう断定してお
られる。違法なることを今日例外とか、あのとき
には予想しなかつたような事態が起こっておるか
らという文部省があえてやられる。ここに私は

あると思います。その意向に対して市町村教育委員会がどういう態度で受けるのか、こういう問題が市町村教育委員会との間の関係に出てくると思っています。内申書が出る、これも一つの意思表示だと思っています。内申書が出ない、あるいは市町村教育委員会が内申書を出すような必要はない、こう考えておる場合でも、文部省やあるいは都道府県教育委員会が出せというのになせざぬのか、こういうことが一方的に断定し、強要できますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 内申書の出し方は、私

ぱりそういう解釈に立たざるを得ないじゃないかと、こうお答えしているわけであります。しかし、繰り返し申し上げますけれども、そういう事態になりますことは好ましくございませんで、あくまでも内申を待つて処理するような、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが一体となつて事務を処理するような体制を持ち続けたいものと、かように念願をいたしております。

○加藤進君　ですから、内申書を出してほしいと、これはもう文部省あるいは都道府県教育委員会か

場合に法律の解釈でそれを解く余地がないかとかということに帰すると思います。そのような意味で、これはほんとうに法律の期待するようなものが正常な運行をしている場合ではないような場合についての問題でございしますので、はなはだ異例、特異な事態でございますので、そういう事態については、またおのずから解釈も違つてこなければならぬのではないだろうかというのが私どものただいまの考え方でございます。

○加藤進君　たいへん長い御答弁をいただきましたし

けれども、このような違法であるという文部省の判断を修正しなくてはならぬというには、それ相当の理由が必要だと思いますが、その点については文部大臣どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまお述べきなりましたとおりの姿勢であくまでも私は臨んでいかなきゃならない、こう考えるわけです。そう考えるわけですが、幾ら待っても、また、幾ら督促をしても町村が内申をよこさない、

はいいろいろあると思うのです。こういう事案については戒告も不適当だと思つたという内申の出し方もあろうかと思つたのでございます。同時にまたこの内申を待ててということについては内申と違つた処分をしてもさしつかえないんだということとは皆さんおつしやつてゐるわけであります。内申書と違つた処分をしてもさしつかえないにかかわらず、幾ら督促をしても市町村が責任を果たしてくれない、内申を出してくれない、そういう場合には、都道府県は責任を果たせまいという解釈

らの要望として当然あるところです。じゃ、これにまともにあるいは文部省、都道府県教育委員会の意向どおりに内申が出るか、出ないか。この問題については、私は市町村教育委員会が自主的に判断すべき問題だと思います。なぜか——たとえば処分の問題、文部大臣あるいは都道府県教育委員会は処分者を多数出せ、こういう要望があると考えましようか。市町村教育委員会から見ると、そのような処分に該当するようなことはわが教育委員会なんかの中では、教員はやってもらえませ

たけれども、私の質問は、そういうことを聞いておられるわけじゃないんです。奥野文部大臣が言われたように、あの法制定当時時期しなかったような事態が起こっているから、内申書の取り扱いについて市町村教育委員会からの内申を待たずにやることができる、こういう法解釈がいま出てきておる。そこで、私が聞いておるのは、それでは、この法律の制定のときに、いま言ったような事態は予想しなかったという証拠はどこにあるのかかと、これを聞いているのです。私は御説明や解釈

市町村としての責任を果たしてくれない。市町村が違法な状態を続けている。そういう場合には、都道府県は何ら責任を果たせないのかということになりますと、それはやはり都道府県は責任を果たさなければいけないでしょうと、こういう気持ちで申し上げておるわけでありました。したがって、そういう場合には、しばしば申し上げるわけでございますけれども、期限を切って督促してもなおかつどうしても出てこない、そういう場合には、内申をしないという内申があったものとしては、

も秘はいいかなものだろうか、こう考えるわけでもございまして、そういう場合に内申をしないという内申があつたものとして処理せざるを得ないのじやないでしょうか、こう答えておるわけであります。しかし、こんなことは好ましいことじやございません。たまたま衆議院におきまして、今度のようなストライキが行なわれる、秩序を守るためにはすみやかにそれなりの対応策をとるべきだと、非常に長い期間たつてからやつたりする、そういうことは行政処分としてはきわめて忠実な

ん、こういうことになったならば、内申書は出さなくなつていいわけでしょう。これまで否定しますか。出せと言うんですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) かりにストライキに参加されたという客観的な事実があつたといえます。あつたといひまして、その事実についての意見を都道府県教育委員会としては市町村からの内申を待つてという場合に、やはり私はすなおに客観的な事実を市町村に内申していただくということが筋道じゃないだろうか、こう思うわけであ

ります。市町村によりまして、これに対する対応策
区々だろうと思ひます。しかし、都道府県の立場
に立ちますと、なるだけ都道府県全体を通じてま
し均衡のある処分の行なわれること、私は何も重
くしろとか、軽くしろとか言うわけじやござい
ません。均衡のある処理が行なわれるということ
が、それぞれの関係者の納得を得る上において
きわめて必要なことではないだろうか、こう
思つておるわけでありませう。

○加藤進君 ともかく、内申書なしには任免等
を行なうことは違法であるというのが、文部省の正
式見解として今日まで来ておるわけです。奥野文
部大臣が、今回新たな問題を提起された。これ
は、文部省の歴史の中において奥野文部大臣、歴
史的なできごとだと思ふんです。その奥野文部
大臣が——文部大臣あるいは文部省として予想も
できなかったような事態、すなわち内申書が出さ
れないというような事態になつたならば、覚悟が
あると言わねばかりの発言なんですよ。だから、
重大問題だと言ふんです。法の解釈は、もうきち
んとしているんです。法の解釈に基づいてやらなく
ちやならない。その法の解釈がどういふ根拠から
出たといふことをもつと真剣に考えてみなくちや
ならない、そうでしょう。ただ処分をしなくちや
ならぬ、処分をしなくちやならぬといふことだけ
から追及してみても、教育委員会、内申書出さぬの
はけしからぬじやないか、こんな簡単な論理では、
この県教育委員会と市町村教育委員会との関係、
文部省との関係を律することは不可能じやないで
すか。私はそのあとでさらに意見を述べますけれ
ども、こういうことを一方的に文部省や文部大臣
の判断でやられるといふところに大きな教育に関
する問題が起つてくる。教育委員会の自主性は
一体どこにあるのか、言わなくてはならぬ問題
が起くる。教育の地方分権主義といふのは一体ど
こへ行くかと言わなくてはならぬような問題が起
こつてくるわけです。極論するならば、これは文部
省の一方的な見解を押しつけて、教育の中央集権
化の道を進もうといふような意図が奥野文部大臣

の中にあるのではないかと疑わざるを得ない問題
でもあると思ひます。だからこそ私は、この問題
については奥野文部大臣、あまり気ばり過ぎて、
違法であるといふことまで断定されたような問題
について軽々たる発言をされないようにすべきで
はないか。この前の当委員会におきましても発言
がありました。もし、文部大臣の言われるように
されるというなら法改正が必要ではないかと言
うのです。これは私は正論だと思ひます。現在の法
解釈のもとにおいては違法であるし、あつてはな
らないことなんです。これをやると言ふんですか
ら、これを現在の法律のもとにおいてやられると
言ふなら、これはもう文部大臣の一方的、独断的
態度を押しつけるという、マキアベリズムです。
独裁者の論理といつていいと思ふんです。こうい
うことはやめなさいと言ふんです。法のもとに、
法を厳正に守るといふ立場でこの問題を処理す
るのがたゞ一つのわれわれの任務じやないか、この
点を踏みはずしてもらつては困る、こういうのが
私の警告でございますから、よろしくお願いした
いと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は私なりに法律の純
理を申し上げておるわけでございます。中央集権
とおっしゃいましたけれども、地方分権——都道
府県教育委員会が人事権を持つて、市町村教
育委員会が服務についての監督権を持つて、
でございます。なぜ、都道府県教育委員会に人事
権を持たせているか、それは都道府県を通じて人
事権の適正な行使を行なわせよう、ばらばらな運
営がなされたんじや適切を欠く、だから都道府県
教育委員会に人事権を持たせているんです。一、
二の教育委員会が自分なりの考えを突っぱねてあ
くまでも内申を出さない、そうすると、そこだけ
行なわないではかばかりに処分を行なつたとし
ます、非常な不公平な処分結果を来すんです。
だから法律はどの市町村もすなおに内申をされる
ものといふ前提に立つておるんです。だから内申
なしでやることは違法だと言ひ切つてきたんで
す。私は、その文部省の態度は正しいと思ふんで

す。しかし、もしどうしても内申を出さない、そ
ういふ市町村教育委員会が出た場合には、あくま
でも処分できないのか、こうなりますと、衆議院
の委員会でお述べになりましたように、法秩序を
乱されているにかかわらず、いつまでもほうつて
おつたんじや法秩序は守れないじやないかとい
うおしかりを受けたわけでありませう。いや、そう
いふ場合には、やつぱり、幾ら督促しても内申を
出さなければならぬ場合には、それは都道府県の責任
でやらざるを得ないでしよう、こうお答えをし
たわけでありませう。やはり都道府県教育委員会に
人事権が与えられておるんだという趣旨もぜひ御
理解をお願いしたいと思います。

○加藤進君 そんなこと忘れておるつもりはあり
ません。ただ、内申書の問題というのは、先ほど
も他の委員が触れられましたけれども、処分だけ
の問題じやないでしよう。奥野文部大臣は処分、
処分、処分と言つて処分のことはかり頭に置いて
おられるようでございますけれども、内申書の問
題は決して処分だけにどまらぬものじやないで
しよう。その認識をまず私は改めてもらいたい
と思ふんです。

そこで、聞きますけれども、果費負担の教職員
の服務を監督するところは一体どこですか。服務
の監督ですよ。服務がどのように進められてお
るのか、どのように行なわれておるかといふこと
の監督は一体どこでやるの、監督権は一体どこに
あるのか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法律に定められてお
りますように市町村教育委員会でございます。

○加藤進君 その点をひとつしつかり踏まえて
いただかないと事柄が誤ると言ふんです。奥野文
部大臣は処分処分と言つて、とにかく服務に反する、
こういうふうに見ながら、こういうことが現に行
なわれておるのに市町村教育委員会から何ら内申
書が出てない、こういうふうにならぬようにし
ても、服務を直接監督しているもの、どのように服
務が行なわれておるか、あるいは服務が乱され
ておるか、違反しておるかといふことは、監

督すべき教育委員会が自主的に判断すべき問題で
あつて、この問題について上部の都道府県教育委
員会にしろ、文部大臣にしろ、これに干渉を加え
るなどいふようなことは許しがたいことじやな
いでしょうか。したがつて、私たちが言うのは、
市町村教育委員会における内申を待つてというこ
とに重みが出てくるんです。その点どうでしょう
か。

○国務大臣(奥野誠亮君) 御承知のように、懲戒
権は都道府県教育委員会にあるわけございま
す。都道府県教育委員会にいたしましては、都道
府県におられます果費負担教職員全体がその運営
について信頼を得ているようなことでなければな
らない、こう考えるわけでありませう。したが
うといふようなことは避けなきやならない。処分
に限りませう、人事の適正配置といふことも、都
道府県教育委員会に人事権が与えられておる基本
でございますので、そういう点については、各市
町村教育委員会が協力をせよとわななきやなら
ない、また、協力してもらつておるわけでござ
います。不辛な事態が起つた場合のことござ
いますので、あくまでもそういう事態の起こりま
せんように文部省としても指導していかなきやな
らないう、こう思つております。

○加藤進君 ですから、市町村教育委員会以外に
は、教職員の服務がどのように行なわれておるの
か、あるいはその中に違反が行なわれておるかど
うか、こういうことを認定するところがないで
しょう、ここをおいては、このことをしつかり踏
まえていただかないといけないといふことであり
まして、そのためにこそ、内申を待つてと言われ
ておるわけでしょう。現認するのは、これ市町村
教育委員会ですから、都道府県教育委員会にその権
限があるとか、文部大臣がそう見たからそのと
りだなどいふような論理は許しがたいといふこ
とが法の趣旨ではありませう。だからこの市町
村教育委員会がその教職員における服務の状況に

ことがあつたりするものですから、事務当局に検討を命じておるわけでありませう。事務当局で検討した結果を地方の教育委員会へ通達をする、やはりその前に、こうやってたいへん御熱心な国会の御議論をいただいたんで私はしあわせしたなど、こう思っているわけでございます。やはり十分御議論をいただいた結果で結論出すべきものだろう、こう思っております。したがって、まだ通達をしていないわけでございますけれども、多くの議論を踏まえて混乱が起きないような処理を私たちとしては考えていかなきゃならない、かように思っております。今後とも、そういうふうな姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○加藤進君 その点は慎重に、しかも法解釈にもとらなれないような姿勢でひとつ対処していただきたいということをお願いしておきます。

そこで、処分の問題に入るわけですが、今度の教員ストに対する一斉強制捜査、これはど世論の非難をあびた捜査はないと思ふんです。新聞をのぞいて、どの新聞だって歓迎をしております。ある新聞はあまりにも政治的過ぎる捜査だと、行き過ぎは言うまでもないけれども、異例の捜査だと、何がゆゑに春闘のまっただ中でやらなくてはならぬのか、しかも、日教組だけになぜならぬ打ちをしておるのか、素朴な疑問ですけれども、これは疑問として私は当然疑問だと思ふんです。しかも、政治的な背景からいってどうでしょうか。文部大臣やあるいは田中総理が、やれ「日の丸」だ、やれ「君が代」だと言われる、教育勅語まで賛美される、そして靖国神社法案は強行され、教頭法も強行採決と、こういう異常事態が続いておる中で、日教組に対してはいかにこれを敵視するような発言が相次いで行なわれる、こういう事態でしょう。これは私は政府がつくり出した政治的な新しい雰囲気や情勢だと思ふんです。しかも、目の前には参議院選挙がある。物価問題では追いつめられた。となれば、論点をすりかえていくためには、教育問題が一番国民にアピールしやすいだろう、みんなそう言つて

いますよ。御存じでしょう。そういう状況なんです。そういう状況のもとで今回の事件が起こつていふんです。今回の強制捜査がやられていふんです。だから異常だと言ふのです。私は異常というふうな表現や受け取り方はよくわかると思ふ。全部が全部と私申しませんよ。広範な人たちがそう感じているんです。

そこで、私は聞きたいんでございますけれども、警察庁、まず何のために春闘のまっただ中で、しかもそのスト権があるかどうかということが焦点として戦われておるそのまっただ中で、日教組だけをなぜねらつてこのような強制捜査に踏み切られたのであるか。私は、その点をひとつ国会を通じて国民の前に解明していただきたいと思ひます。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、国家公務員法違反あるいは地方公務員法違反ということで、国家公務員の労組あるいは地方公務員の労組、これが今回の春闘の中において行なつた違法な争議行為、これについて捜査をそれぞれの都道府県警察がいたしておたわけですが、その捜査の中において、具体的にこの法律違反という形で問題できるだけの証拠が集まつたのがたまたま日教組関係であるというだけであつて、ほかの関係の労組の違法行為についても、それぞれの府県警察において適切な捜査をおるはずでございますが、まだそれを強制捜査という形で問題にするに至つていないというだけの現状でございます。

○加藤進君 それでお聞きしますけれども、いままで教員のスト行為に対してストの当日、ストライキのさなかで、これが行なわれたというような強制捜査は例があるのでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) その当日というものは、私どもちよつと資料を持っております。そういう事実はないと思ひます。

○加藤進君 ないようなことが今回はやられた、だから異例だということですよ。

そこで、なぜ一体そういうスト中に捜査を強行しなければならなかつたか、そのいわば納得でき

るような理由は何であつたか。

○政府委員(山本鎮彦君) その理由は、非常に技術的なことでございますが、やはり捜査を進めていく上で証拠をしっかりと押さえないと、いかぬわけでございますが、その当日の動きを見ますと、いろいろと証拠隠滅の動きがあるということで、定期的に、その当日の争議行為の終わった時間帯、すなわち五時以降、こういう形で強制捜査を実施せざるを得ないというふうに考えて捜査をしたわけでございます。

○加藤進君 そうすると、ストライキ中なら証拠隠滅も行なわれないだろう、事前に手を打て、こういうことですか。

○政府委員(山本鎮彦君) そういうような証拠隠滅の動きが具体的にできておりますので、われわれ捜査をやる者の立場からいふと、それを放置するわけにはいかないということで、当日の強制捜査ということに踏み切つたわけなんです。

○加藤進君 今度の一斉捜査というのは、きわめて大規模だということですが、この大規模な一斉捜査はもうこれで終わつていふのでしょうか。それとも今後もお続けられるのでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) 本件、この間の四月十一日の争議行為に対する捜査というのは、現在まだ捜査を進めておる段階でございますので、これからどういふふうに進めるか、いまの段階で私から申し上げることができないという実情でございます。

○加藤進君 ですから、まだ今後捜査が拡大するといふ可能性もある、こういうことを認められたわけですね。

○政府委員(山本鎮彦君) その法律によればそういうあり等の行為のいろいろな立証にいま入つていふわけでありますので、これからどういふ形で展開していくか、いま、私から申し上げるだけの材料がそろつていないということでございます。

○加藤進君 全国の中で三十数県を内定したけれども、その中で、特に十二県をマークして、これ

に一斉立ち入りを行なつた、こういうことですね。そこで、お尋ねしますけれども、全国の数ある県の中で愛知県も入つておるわけですが、愛知県はどういう理由で十二県の中に入つておるのでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) やはり愛知県といつても、抽象的にしか申し上げられませんが、この違反の具体的な証拠が集まつてきて、それによつて強制捜査できるだけの証拠が集まつたということでございます。

○加藤進君 捜査の条件がとにかく愛知では存在していると、こういうことが理由ですね。

そこで、お尋ねしますけれども、今度の捜査で、愛知県の高等学校教育教員組合の本部が捜査を受けましたね。この本部捜査にあつたのは捜査令状というのはどういう内容のものでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、やはり地方公務員法六十一條四号のあり等の行為に対する証拠を集める、そういう物件を捜索、差し押さえるという令状でございます。

○加藤進君 捜査令状の文面は御存じでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) 各府県からそれぞれの捜索、差し押さへについての正確な文言をわれわれのほうに報告とおつておられますので、申し上げられませんが、その体系というものは、やはり地公法の第六十一條違反という形でそれに関係ある物件ということで、組合の規約等々、それぞれそれを立証するに足る物件の名前があげられておるはずでございます。

○加藤進君 ばく然とお答えになりましたから、私が正式の捜査令状の一部を読みましよう。一被疑者横枝元文に対する地公法六十一條第四号違反被疑事件、こういうことですね。だから日教組の委員長横枝元文氏にかかわる容疑に関してこの捜査が行なわれた、こう見ていいですね。

○政府委員(山本鎮彦君) それは、そういうことでございます。

○加藤進君 こうして、日教組の委員長にからま

る容疑ということで、愛教組の本部が捜査を受け、さらに、それに関連する組合員あるいは学校あるいは個人のお宅等々がずつと捜査を受けましたね。こういうことがもし許されるというなら、日教組の委員長の容疑ということで、組合員は六十万といわれていますが、六十万全体に捜査の網を広げるということだつて警察庁はよろうとすれば、これはできるわけですね。できませんか。

○政府委員(山本鎮彦君) 結局、この法律に書いてありますとおり行為ですね、あおり等の行為、これらを立証するに足る証拠を集めるということとでございまして、そこいらは一応おのずからの限界があるかと考えます。

○加藤進君 にもかかわらず、それは警察庁の見解に基づくわけでしょう。だから、今度のようなきわめて大規模な広範な捜査が行なわれたのでしょうか。もし、こういうことが、警察庁の一方的な判断で行なわれるとすれば、教員組合ばかりじゃないですね。労働組合だつて、労働組合の委員長に関する容疑、こういうことが理由に揚げられるなら、これどういうことになるでしょうか。労働組合員あるいは家族等々に対する捜査ということだつて可能だと、私は、もしこういうことがほかの労働組合あるいは民主団体に波及するとすると、結果においてどういうことになるか。今度の捜査の結果、どこに捜査のいわば手が伸びておりますか。学校の先生の机まで、あるいはロッカーまで錠前まではずしてやられているのですよ。こういうことが許されるということになりますと、これは国民はたまつたものじゃありませんね。労働組合をはじめ組合法に基づく、法に基づいてつくられた団体にしろ、その内部が全く混乱されるような事態というのは、これは起こるでしょう。家族に対してもそうですよ。こういう重大な問題ですから、このいわば弾圧事件というのは、単に教員組合だけにかかわる問題ではない、労働運動あるいは民主主義運動全体にかかわる重大な問題だ、こういうことで、大学の諸先生をはじめ多数の人たちがこういうやり方に対して、こ

ういう今回の弾圧に対して大きな抗議運動が起つていくわけですよ。この点は御存じですね。

○政府委員(山本鎮彦君) この種、地方公務員法違反の事件、これは組織を背景としておりまして、したがつて、その犯罪のあおり行為の実態を、その経緯を説明するといえますか、それを立証するのが非常に複雑でむずかしい、かつ関係者も多数にわたると言わざるを得ないと思うわけでございまして。したがつて、被疑者何々に関するといましてもかなりそれは組織の下の方まで、たとえば分会等についてまで捜査を実施せざるを得ないということとは捜査技術上やむを得ないと考えておりますが、これはどこまでもこの種の、今度申しましたも地方公務員法違反という、その六十一条四号違反という観点からでございます。

○加藤進君 ですから、あおり行為の容疑を調べるといふ口実さえ、理由さえつけば、どんなところにもまでも捜査ができる、こういう重大な問題が今度出てきておるわけですね。しかも、大規模だといふことはばかりでなしに、この捜査のやり方というものがきわめて異常だと、これはすでに他の委員の方たちも触れられました。

私も、この点について若干触れたいと思いますけれども、四月十九日付の読売新聞によりますと、こう出ています。広島市で「妊娠九か月で産休中や病休中の女教師が任意出頭を求められ、このうち病休中の女教師は容体が悪化した」、こういう事態が起つておるのですけれども、これは警察庁も現認しておられるのでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) お答えいたします。お尋ねの件、四月十九日付の読売新聞の記事に出ておりましたので、さっそく広島県警で調査をしてもらいましたところ、これらの事実について——この記事の内容いろいろあるわけでございますが、出頭を拒否すると逮捕することもあると、あるいは本人が不在のため数度口頭で、また訪れた本人が産休中や病休中であつたこと、またあつたことですが、こういうことは、全くないといふことでございます。まあわれわれと

しては、参考人取り調べについて常に平素から強制にわたるような言動をとらないように、またいろいろの場合、よく条件を考えて無理しないようにといふことは言つておるわけでございますが、そういうことからはしても、こういう事実が全くない、この報道によりますと、何か法務局に調査を依頼したといふようなことでございますが、法務局に行きまして、そういうことはないといいことでございます。

○加藤進君 私は、人権じゅうりんの捜査が行なわれておるのではないかと、そういう意味でいま新聞の切り抜きをお示ししたわけですね。私は、では、ほかのところから言います。これは各県の資料が集まつておりますけれども、埼玉県です。上尾署の五人が四枚つづりの捜査令状を持つてきて、表紙だけを見せて捜査させると、こ

う言つた、こういうのです。こんな表紙だけを見せるだけで、中身も見せないような捜査令状では捜査してもらつては困りますと、こつ言つたら、こちらにも考えがあると言つて、直ちに十二人ばかりの機動隊が呼ばれたんです。で、家の庭に機動隊が待機して脅迫した。大塚さんという方ですが、けれども、やむを得ず戸をあけて内に入れた。こ

ういふ事実が埼玉県の上尾で起つておるわけですね。さらに三郷市栄中学の光山可南子さんです。この先生は本人が留守で、吉川署の五人が教員住宅である光山先生の部屋に捜査にきた。初め間違つて隣りの人の部屋を調べたが、先生が帰宅すると隣りの人がわかつて、あつて光山先生の部屋を捜索し始めた。留守の間に消防職員を立ち会ひ人にさせてやつてきた。光山先生が捜査の理由を尋ねると、令状を見せたので、写そうとしたら写してはいかぬと言われてやむを得ず読むだけにした。そのうち外に支援にかけつけた人たちがやつてきて声をかけると、警官はドアをあけさせずに内側からかぎをかけてしまった。光山先生がほかの人々と連絡すると、二人の警官がドアの両側に立つてドアをあけさせなかった。捜査は三時間半

に及んだ。立ち会ひ人にさせられた消防職員の上司の人がやつてきて、こんなひどいことになるのなら立ち会ひ人にさせるのではなかったとおつて、その消防士を引き上げさせている。こういう事例は、私が読んだらきりがありませう。これで厳正公平と申しますか、厳正中立な捜査、こ

ういふことは厳に戒しめておつて、こつ言つたことが起らないような何らの注意や警告というやうなことを発せられたかどうか、その事実をはつきりあなたたちはつかんでおられるかどうか、この点をお聞かせください。

○政府委員(山本鎮彦君) 最初の埼玉県で表紙だけ見せて中を見せなかったということですが、こつ言つたことは、ちよつと聞きましての調べた中でございまして、そういう事実はないと、表紙はもちろん見せますけれども、さらにその中身も見せるといふことは日ごろから十分捜査にあたつて捜査官の心がまえとして示しておりますので、表紙だけであつて中を見せないといふようなことは考えられないといふことでございます。また、アパートの部屋を、教員住宅ですが、この際、先生が不在、これは三郷市でございまして、先生が不在であつたといふことで、三郷消防署員に連絡して立ち会ひ人になつてもらつたと、そしてかぎがなかったもので、かぎ屋を呼んできて合ひかぎであけて入つて捜査をしたといふことでございまして、また、それには消防署員が立ち会つたわけでございますが、しばらくたつて先生が帰つてこられたのでこの捜査差押許可状を示して立ち会ひ人になつていただいて、捜査を続けて押収品目録交付書を交付して帰つたといふことでございまして、この間、ここはまあ教員住宅といふことで、ここに住んでおられる先生方数十人が集まつて、まあ不当弾圧といふことで、この捜査中の先生の

部屋に入つてこようという気配を示したので、入つてこれらは捜査に妨害になるといふことで、入つてもらわれないように、いわば中からかぎをかけて、そうして入れないような形にして捜査を実施した。もちろん、最初から消防職員の立ち会いのもとでやったわけですが、われわれのほうとしては、そのようなことで、特に何といひますか、違法な捜査、差し押えではないといふふうに考えております。

○加藤進君 人権侵害は、だからなかったと、捜査は厳正公平に行なわれていた、こゝう言うのですね。

しかし、ちよつと聞きますが、埼玉県教組の書記の島田さんの留守のところへ十一日、二十二時十五分に、浦和署の巡査部長など五名が捜査に来た。二十二時十五分です。十二日の零時二十分まで捜査を行なつた。立と会い人は島田さん一人であつたと言われ、奥さんも子供も外に出されて、やむを得ず他の家へ一時連れていつた。こゝういふ事態が起つておりますが、これでも人権じゅうりんはなかつた、公正な捜査が行なわれたと、こゝう言うのでしようか。

もう一つあります。大里郡寄居中学の浅見先生の自宅に、十一日夜寄居署から五人ばかりがやつて来た。本人は、留守のところへ来て、近くの消防署員を立ち会わせ、本人の家のかぎを破壊して内に入つて捜査した。これも正常な捜査だと警察庁は言われるのでしようか。

まだ、そのような類例は幾らでもありますけれども、私は、この程度にしておきますけれども、これで厳正適切な捜査であると、こゝういふふうに言われるのでしようか、どうでしようか。

○政府委員(山本鎮彦君) 埼玉県の事件でございしますが、これは、浦和市内の埼玉県教組書記長の自宅の捜索の際の事案と思われませんが、十二日の夜、自宅で、夫人を立ち会ひ人として、捜索を終了した後、押収品の目録交付書をつくつて、夫人に対して、これは受け取るように申し入れたが、

拒否されて交付できなかったといふような事案がございまして、これはあとで本人あてに送付いたしております。

それからもう一つは、御質問のは大里支部でございまして、

○加藤進君 大里郡寄居中学です。

○政府委員(山本鎮彦君) 寄居のほうで、われわれのほうの報告では、そういうふうなおそい時間になつたといふのはございせん。先生のほうで具体的に氏名等おわかりになれば、私もまた調査をいたします。

それからかぎをこわしたといふような事案でございしますが、このかぎをこわして入つたといふ事案について、やはり報告は来ておりません。ただ、もちろんどうしてもかぎがない場合は、刑事訴訟法の規定によつて必要な処分をすることができるといふことでございしますので、その状況をよく調べなきやいけません。ただ、かぎをこわしたといふだけで違法であるといふことにはならないといふふうに考えております。

○加藤進君 まあ、下部からの報告はそういうことかもしれせん。しかし、受けた本人は決してこれに納得しないと思つたのです、こゝういふ報告では。

東京都の話をします。荒川区の組合の書記長、これは自宅に夜捜査がされた。生後八カ月の嬰兒がはしかで病氣になつてゐるところへ押し入れられた。早く捜査を終わらしてほしといふ、こゝういふふうに要望したのに対して、病氣の子供は入院させればいい、こゝういふ暴言を吐いたために、一日中この子は泣きやまなかつた、まあこゝういふ事実もあります。

それからもう一つ、文京区の大塚署の小沢巡査ですが、聞き込みに来て、二千円程度のお札のバナナを持ってきたとすのですけれども、こゝういふこともまた捜査の常套手段として、いつも厳正公正にやられる部類に入るものでしようか。

○政府委員(山本鎮彦君) 荒川における病氣の子供さんのこと、これについては、こゝういふような

報告は来ておりませんので何とお答えできないわけでございます。

それから、何かお札にくだものを持ていつた、お札といひますが、くだものを持ていつたといふことでございしますが、それについてもきょう一部の新聞に出ておりましたので調査いたしましたけれども、そういうような事実を現在把握してないといふことでございします。

○加藤進君 警察庁、しかし、すべてが厳正、公平、中立にやられた、こゝう主張されたいのでありまして、多少の行き過ぎはあつたけれども、こゝういふ言われたほうがいいじゃないですか。もう少し、厳正、公平な態度でやつてもらわなければ国民は困るのです。とりわけこゝういふ状態で、権力による捜査ですから、人権じゅうりんが起るのです。

そこで、文部大臣、これは文部大臣にも直接重要な関係を持ています。こゝういふ捜査が行なわれたために、学校教育の計画的な遂行が非常に阻害された、こゝういふ事例についてはお聞きになつておりましようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 承知しておりますけれども、こゝういふ事件はかなり大きな衝撃を与えていることは間違いないと思ひます。ぜひ、衝撃から立ち直つてよい方向に教育を進めてもらいたいのだと、かように念願をしております。

○加藤進君 具体的な事実を御存じないようですから若干申し上げます、教員が出動途上強制的に連行されて授業ができなかつた。子供たちはといへば、新学期で新しい先生に期待をかけている、その授業ができないうような状態になつた、こゝういふ事例があります。それから、夜おそく四回も聞き込みにこられて、女の方ですけれども、恐怖を感じて友人の宅に泊まつた。こんな先生が次の日に正常な授業ができるか、これはできませんね。

ですから、捜査をやるといふことによつて、また捜査のやり方によつて、こゝういふ事態が教育の上に非常に大きな影を残しているのです。子供たちは

はどう見ても、目の前で先生が連れていかれた、目の前で職員室にちやちやと捜査が行なわれた。こゝういふことがあつて、昼間はストで休んでいましてけれども、夜間高校ありますね、定時制があります。生徒たち見ている。そこで、母親たちはどう見ているかといふと、これは先生たちのストよりも、あんなことをやられたほうが私たちは心配でならない、子供たちにどんな影響があるのだらう、こゝういふ声が出てきておる、これは当然だと思つた。こゝういふ状態について、文部大臣は、私は少なくとも、文教行政の担当者であるなら、なお、警察庁に対してこゝういふ具体的な事例が示されておるわけだから、こゝういふことが絶対に今後起り得ないやうな意味の警告一つぐらゐ、あるいは注文一つぐらゐつけられても、私はよきそふなものではないかと思つたのですけれども、文部大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いずれにいたしまして、こゝういふ事態の起らないやうに最善の努力を払うのは私の責任だと思ひます。こゝういふことで就任以来努力を傾けてまいつたつもりでございします。不幸にしてこゝういふ事態になつたわけでございますけれども、警察当局といたしまして、教育現場の混乱は最小限度にとどめて必要な警察上の責務を果たそうと、こゝう考えていたでいることも、これは当然理解できることでありますので、私としては、警察当局を信頼していきたい、こゝう思つております。

特異な事態が起つた場合には、私なりにまた行動もとりたいと思ひます。

○政府委員(山本鎮彦君) ただいま授業中に捜索をしたとかといふことでございしますが、こゝういふことはわれわれとして厳に戒めてこゝういふことのないやうにといふ指導をいたしておりますので、それはないと思ひます。現在そのやうな報告はございせんし、また、子供の前で先生を連行したといふのですが、これもまた、連行といふのはいわば強制力を用いたといふことはでしようが、こゝういふことは絶対にないといふやうに確信

をいたしております。

○加藤進君 警察には警察の言い分があることは私も存じております。しかし、文部大臣は文部省の立場があるし、文教行政の責任者でもあります。私は、学校の先生たちがこの捜査によってどのような影響を受けておるか、そのために、子供たちに対する影響はどうか、学校教育の計画的遂行はすなおに順調にいつておるか、どうか、私はこれを文部省として十分調査する必要があると思ひますけれども、そのような点について、調査をされたことあるでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) ストライキをすることも、警察が手入れをすることも、教育現場に対しては大きな衝撃だと考えておるわけでございします。将来とも、将来またこういうような事態の生じないように私としては努力をしていきたいものだと、こう思っております。

○加藤進君 最後に、私は注文をしておきますけれども、とにかくこういう事態は現に起こっているのですから、起こっておる事態について十分に状況を掌握するということが、そのための調査をやるということ、そのためのいわばどういう意味で教育上さらにこの点についての対策を立てるか、対処していくか、こういう私は方策が必要だと思ひます。その点について文部大臣、そのような御決意があるかどうか、お聞きしたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) できるだけ客観的な情勢を把握していきたいと、こう思っております。

○委員長(世耕政隆君) よろしゅうございします。本件に関する質疑はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後五時三十七分休憩

午後六時開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会附法第一二二号)を議題といたします。奥野大臣、政府から趣旨説明を聴取いたします。奥野文部大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校及び幼稚園の教頭は、文部省令の規定により教諭をもって充てておることとなっておりますが、各学校における実態は、校長に次ぐ重要な地位を占めるものとなっております。その職務の内容も全国的に見てほぼ定型化されてきておりますので、この際、その地位と職務内容に即して、教諭とは別に独立の職として法律上その位置づけを明確にする必要がありとします。

また、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校等に置かれております養護助教諭、講師、実習助手、寮母につきましても、その職務内容は、現在、文部省令に規定されておるだけであります。市町村立学校職員給与負担法など、教育職員に関する他の諸法律の適用については、校長、教諭等と同様に取扱いされておるもので、この際、明確にこれらの職員の設置と職務内容をこの法律に規定する必要があると考へ、この法律案を提案したものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、小学校、中学校、盲・ろう・養護学校及び幼稚園には、原則として教頭を置くこととし、その職務は、校長を助け、校務を整理し、児童、生徒の教育をつかさどることとするともに、校長が欠けたときは、その職務を代理し、校長に事故があるときは、その職務を代行することができるようになりました。

第二に、高等学校につきましても、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程には、それぞれの課程に関する校務を分担整理する教頭を置くこととし、その職務については、小・中学校等の場合と同様にいたしました。

第三に、小学校、中学校等の講師及び養護助教諭につきましても、教諭または養護助教諭が得られない場合にこれらの職にかえて置かれる職であることと明らかにし、その職務を明確に規定することとするともに、高等学校には、実習助手を置くことができることとして、その職務を規定いたしました。

第四に、盲・ろう・養護学校に寄宿舎を置くこととし、これらの学校には、寮母を置かなければならぬこととして、その職務を規定いたしました。第五に、この法律の施行期日を、公布の日から起算して三月を経過した日といたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員受田新吉君から説明を聴取いたします。受田君、衆議院議員(受田新吉君) ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案に対する衆議院修正につきましては御説明申し上げます。本修正は、自由民主党及び民社党の共同提案にかゝるものであります。

修正案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

次に、修正の趣旨を御説明いたします。

第一は、教頭は、学校の管理運営上の職務に従事することとし、必要に応じ教育または保育をつかさどることとしております。

第二は、小・中学校等には、特別の事情のあるときは、教諭等にかえて助教諭等を置くことができることとする改正規定を整備することとしております。

第三は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法が公布されましたので、関係規定の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○委員長(世耕政隆君) 以上をもちまして本案の趣旨説明の聴取並びに衆議院における修正部分の説明聴取は終わりました。

○委員長(世耕政隆君) 次に、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(第七十一回国会参第五号)を議題とし、発議者から趣旨説明を聴取いたします。加藤進君。

○加藤進君 日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の共同提案による義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案の提案理由を申し上げます。

ただいま議題となりました義務教育諸学校等の女子教育職員の育児休暇に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、女子教育職員育児休暇制度の問題については、本委員会において、昭和四十二年以降六年間にわたり熱心に論議されてまいりました。特に一昨年の第六十八回国会においては、この問題に関する小委員会が設置され、鋭意検討の結果、成案が得られ、文教委員長提出法律案として参議院で可決されましたが、残念ながら衆議院で審査未了となりました。その後今日まで、数々の努力が関係者の間でなされてまいりましたが、いまだ日の目を見ていないことも御案内のとおりであります。

そこで、各般の情勢を検討した結果、ここに社会、公明、民社、共産の四党共同提案として、一昨年の委員会決定案と同じ内容の法律案を提出することといたしました。

まず、提案理由を簡明に申し上げます。今日、幼稚園から高校までの義務教育諸学校等に勤務する女子教育職員は四〇%を占め、年間出産者も約二万人に及んでおります。核家族が多く、

保育施設も不足している状況の中で、これらの女子教育職員は、退職を余儀なくされたり、あるいは職にとどまっても職務を十分に遂行できない実情にあります。

そこで、こうした人々に対し、育児休暇を認め、休暇終了後引き続き勤務できる措置を講じ、その間は代替教員を配置することによって一貫した教育を行ない、もって学校教育の維持向上をはかることが適切であるとして本法律案を提出いたしました。

次に、内容のおもな点について御説明申し上げます。

第一に、幼稚園から高等学校までの国公立学校に勤務する女子教育職員で、一歳未満の子を育てるものが育児休暇を申請した場合、任命権者は、特別の事情のない限り、これを承認しなければならないこと。

第二に、育児休暇期間は、産後休暇終了の翌日から生児が一歳に達する日の属する学期の末日までを原則とすること。

第三に、育児休暇を承認された女子教育職員は、その間身分を保有するが職務に従事せず、給与は支給されないこと。ただし任命権者は、教育上特に必要があると認めるときは、育児休暇中の女子教育職員に対し、一月に三日以内の勤務を命ずることができるとし、その場合には相当額の給与を支給すること。

第四に、女子教育職員は、育児休暇により勤務しなかったことを理由に不当に不利益を取り扱いを受けないこと。

第五に、任命権者は、育児休暇を認める女子教育職員にかわる教育職員を臨時的に配置すること。

第六には、退職手当、復職時の俸給調整、公務災害補償、労働基準等、その他の法律関係につき所要の規定を定めたこと。

第七には、私立学校の設置者は、育児休暇制度を実施するようにとめること。

第八には、この法律の施行期日を昭和四十八年

九月一日からとしたこと。

第九には、本法施行前六カ月以内に産後休暇を満了した女子教育職員で、法施行後一カ月以内に育児休暇を申請した者には、本法が適用されることを経過措置として定めたこと。

以上が本法律案の提案理由並びにその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 以上、両案に対する質疑は、後日に行なうことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和四十九年五月十五日印刷

昭和四十九年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局